

島根県建設工事 総合評価方式 運用手引き

(令和8年8月版)

目 次

1	総合評価方式の意義	1
2	技術力の評価・活用イメージ	1
3	総合評価方式適用区分について	2
	(1) 適用区分	2
	(2) 総合評価方式を必要とする社会的要請	6
4	落札者決定基準等	7
	(1) 総合評価方式の評価方法	7
	(2) 落札者の決定方法	7
5	主な評価項目及び評価基準	8
	(1) 評価項目の設定	8
	(2) 評価方式について	9
	(3) 技術提案の設定	9
	(4) 配点例等	12
	① 技術提案（例）	12
	②－1 企業の評価（例）※地域維持型を除く	13
	②－2 //	15
	②－3 // ※施工体制確認型	15
	③ 配置予定技術者の評価（例）※地域維持型を除く	16
	④－1 地域貢献・その他（例）※地域維持型を除く	17
	④－2 //	18
	⑤ 地理的条件（例）※地域維持型を除く	22
	⑥ その他（例）	22
	⑦ 施工体制評価	23
	⑧ 特別簡易型（地域維持型）	23
	⑨ 地域設定	25
6	ペナルティ	28
7	学識経験者からの意見聴取	28
8	入札情報等の公表	29
9	予定価格の作成（高度技術提案型）	29
10	競争参加資格委員会及び技術審査会	29
11	書類様式	29
12	総合評価方式の例示	30
	(1) 企業の評価	30
	(2) 配置予定技術者の評価	31
	(3) 地域貢献・その他	33
	(4) 減点	39
	(5) ペナルティ	39
13	実施の手順	41

島根県建設工事 総合評価方式 運用手引き【標準型】
島根県建設工事 総合評価方式 運用手引き【特別簡易型】
島根県建設工事 総合評価方式 運用手引き【地域維持型】

技術管理課

1 総合評価方式の意義

公共工事の入札は、従来「価格のみの競争」であったが、公共事業費の減少が続く中で受注競争の激化にともなう低価格入札が増加し、手抜き工事、下請企業へのしわ寄せ、安全対策の不徹底などが懸念される状況となった。

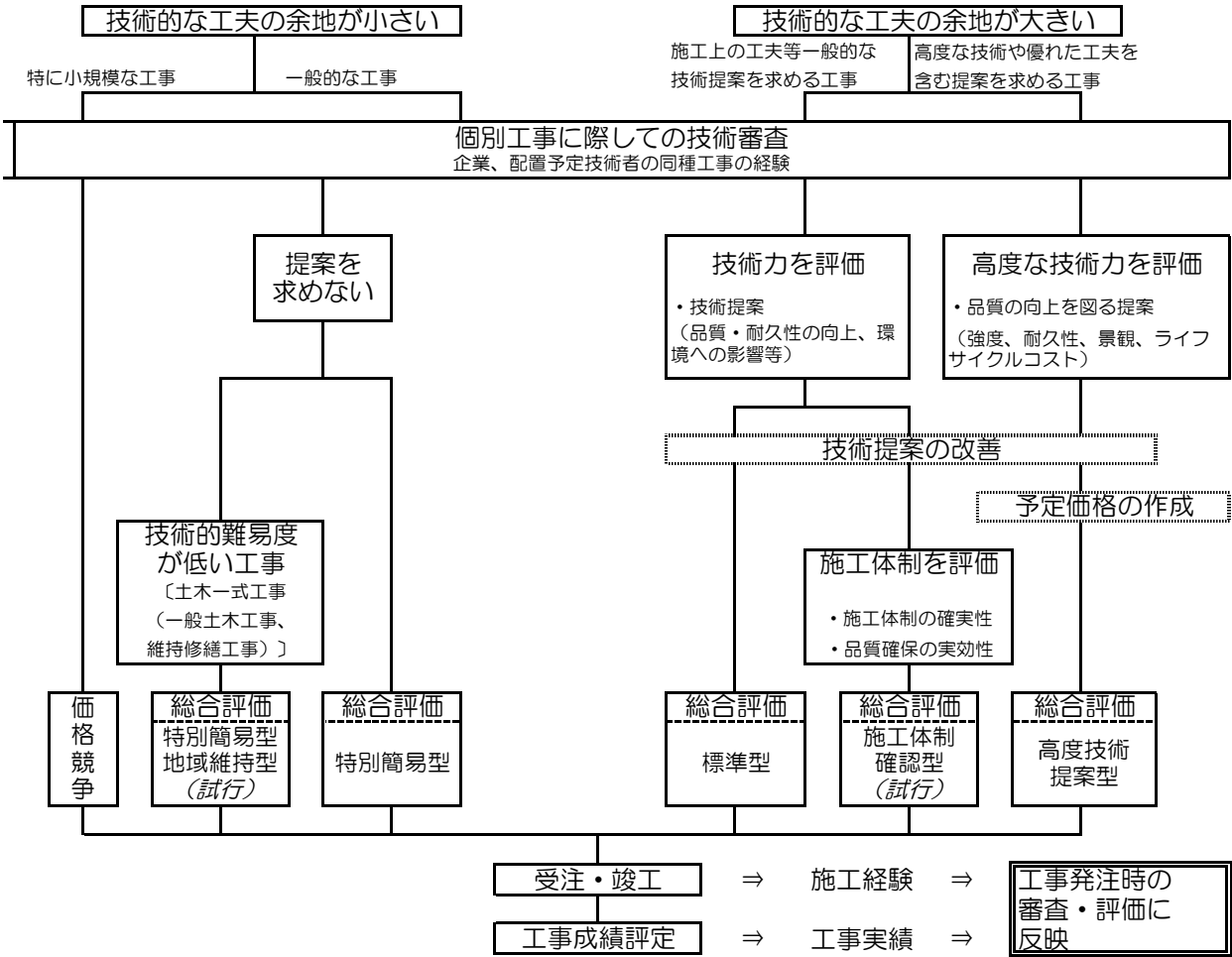
このような背景のもと、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が施行された。

この法律では、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならない」と規定されており、その主要な取り組みとして総合評価方式の適用を掲げている。

島根県では、平成18年度に総合評価方式を本格導入して以降、実施拡大を図ってきたところである。

総合評価方式の適用により、公共工事の施工者には必要な技術力を求めることから、品質確保、性能向上、長寿命化、ライフサイクルコストの低減あるいは環境対策等において住民、利用者に利益がもたらされることとなる。

2 技術力の評価・活用イメージ



図－1

(総合評価方式の型式)

表-1

項 目	特別簡易型 (地域維持型) (試行)	特別簡易型	標 準 型	施工体制確認型 (試行)	高度技術提案型
技術特性	技術的工夫の余地が小さい工事 〔土木一式工事（一般土木工事、維持修繕工事）の場合〕 技術的難易度Ⅰの工事		普通程度の技術的工夫の余地がある工事	標準型と併用し、工事の品質確保に係る要求要件の確実な実現を求める工事	高度な技術力を要し、特殊な条件を有する工事
評価項目 (取捨選択)	—	—	技術提案 技術提案に係る 施工計画	技術提案 技術提案に係る施工計画 施工体制確保の確実性 品質確保の実効性	技術提案 技術提案に係る施工計画
企業実績、技術者資格能力、地域貢献・その他、地理的条件					
提案項目	設けない	設けない	原則3課題以上	標準型と同等程度	総合的なコスト削減、工事目的物の性能・機能向上に関する提案
加算点 (固定)	9～10点	20点	30～40点	標準型プラス20点	30～50点
技術提案の改善	—	—	必要に応じて設定できる		
技術提案の予定価格への反映	—	—	—	—	必要に応じて設定できる
技術資料審査 担当機関	2億円以上：本 庁 2億円未満：地方機関				
入札、契約の締結担当機関	5億円以上：本 庁 5億円未満：地方機関				

3 総合評価方式適用区分について

(1) 適用区分

- 原則として4千万円以上（税込）の全ての工事で総合評価方式を適用する。

【全工事共通】

- ① 2億円以上の工事で、標準型、高度技術提案型を適用する。
- ② 1千万円以上4千万円未満の工事では必要により、社会的要請（表-4）の高い工事で特別簡易型を適用する。
- ③ 1億円以上2億円未満の工事では工事の内容・特殊性等を考慮して標準型・施工体制確認型を適用することができる。

【土木一式工事（一般土木工事、維持修繕工事）の場合】：表-3の技術的難易度による適用区分

- ④ 4千万円以上2億円未満の工事で、技術的難易度Ⅱに相当するものは特別簡易型を適用する。

【土木一式工事（一般土木工事、維持修繕工事）以外の工事の場合】

- ⑤ 4千万円以上2億円未満の工事で、特別簡易型を適用する。

- 以下のとおり総合評価方式の試行を行う。

- 1億円以上の工事で、施工体制確認型を試行（継続）する。
- 1千万円以上1億円未満の土木一式工事（一般土木工事、維持修繕工事）で技術的難易度Ⅰに相当するものは、以下を対象に特別簡易型（地域維持型）を試行（継続）する。
 - 4千万円以上1億円未満で技術的難易度Ⅰに相当する工事のうち、試行対象とする工事
 - 1千万円以上4千万円未満の社会的要請の高い工事で技術的難易度Ⅰに相当する工事のうち、試行対象とする工事

- 災害・災害に関連する事業等で被災初年度等において緊急を要する工事、工事成績を評定しない工事（建物解体工事等）については、総合評価方式の対象外とすることができる。

(総合評価方式適用区分)

表-2

発注金額（税込）の規模	落札者決定方式			
	土木一式工事（一般土木工事、維持修繕工事）		左記以外の工事	
2億円以上	標準型、施工体制確認型、高度技術提案型			
1億円以上2億円未満	特別簡易型、標準型、施工体制確認型			
4千万円以上1億円未満	特別簡易型（地域維持型）、特別簡易型		特別簡易型	
1千万円以上4千万円未満	価格競争	特別簡易型（地域維持型）、 特別簡易型	特別簡易型	価格競争

※1：総合評価方式は低入札価格調査制度を適用するものとする。

表-3

(技術的難易度による適用区分) … 土木一式工事(一般土木工事、維持修繕工事) に限る ●発注工事において複数の工種がある場合は、主な工種により判断する。ただし、その他の工種であっても、品質確保の必要性があるものを優先する。 ●発注金額が1千万円以上4千万円未満の工事では必要により、社会的要請の高い工事で特別簡易型を適用する。		
技術的難易度	技術的難易度Ⅰ	技術的難易度Ⅱ
【適用】 土木一式工事 (一般土木工事 維持修繕工事)	1)切土 ●高さ(※2)20m未満の場合(作業条件に制約が少ないもの)ただし、地すべり区域内での切土を除く	1)切土 ●高さ(※2)20m以上の場合 ●高さ20m未満の場合(作業条件に制約があるもの) ●地すべり区域内の場合 ●岩盤掘削
	2)盛土 ●高さ(※2)10m未満の場合(作業条件に制約が少ないもの)ただし、軟弱地盤上での盛土を除く	2)盛土 ●高さ(※2)10m以上の場合 ●高さ10m未満の盛土(作業条件に制約があるもの) ●軟弱地盤上の場合
	—	3)地盤改良
	—	4)アンカー (グラウンドアンカーを含む)
	5)現場打擁壁 ●直高5m以下で無筋の場合	5)現場打擁壁 ●左記以外の場合
	6)ブロック積擁壁	6)井げた組擁壁
	—	7)補強土壁
	—	8)現場打ボックスカルバート
	9)砂防ダム又は治山ダム(※3) ●当該工事以前に着工しており、基礎部の施工を伴わない場合	9)砂防ダム又は治山ダム(※3) ●基礎部の施工を伴う場合
	10)コンクリート二次製品設置(水路、鍬止め、プレキャスト擁壁等)	—
	—	11)橋梁下部
	—	12)鋼橋コンクリート床版

技術的難易度	技術的難易度Ⅰ	技術的難易度Ⅱ
【適用】 土木一式工事 (一般土木工事 維持修繕工事)	13) 側溝・道路付属物等の補修	—
	—	14) 護岸・堤防等の補修
	—	15) トンネル本体の補強・補修、橋梁本体の補強・補修
	—	16) 下水道管渠及び電線共同溝
	—	17) ため池堤体
	18) ほ場整備（暗渠排水）	18) ほ場整備（区画整理）
	19) 畑地かんがい（管路）	19) 畑地かんがい（ファームボンド、機場）
	—	20) 技術的難易度Ⅰに属する工事のうち発注金額が1～2億円の場合
	21) 上記の他 ●技術的難易度が低い工事	21) 上記の他 ●技術的難易度Ⅰに属さない工事
総合評価型式	特別簡易型 特別簡易型（地域維持型）【試行】	特別簡易型

※2：切土及び盛土の高さとは、計画切土高、計画盛土高のことをいう。

（暫定施工/発注工事の切土（盛土）高で判断しない。）

※3：側壁、副堤、垂直壁は現場打擁壁に準ずる。

(参考)

建設工事 総合評価方式 型式選定フロー図
【土木一式工事（一般土木工事・維持修繕工事）の場合】

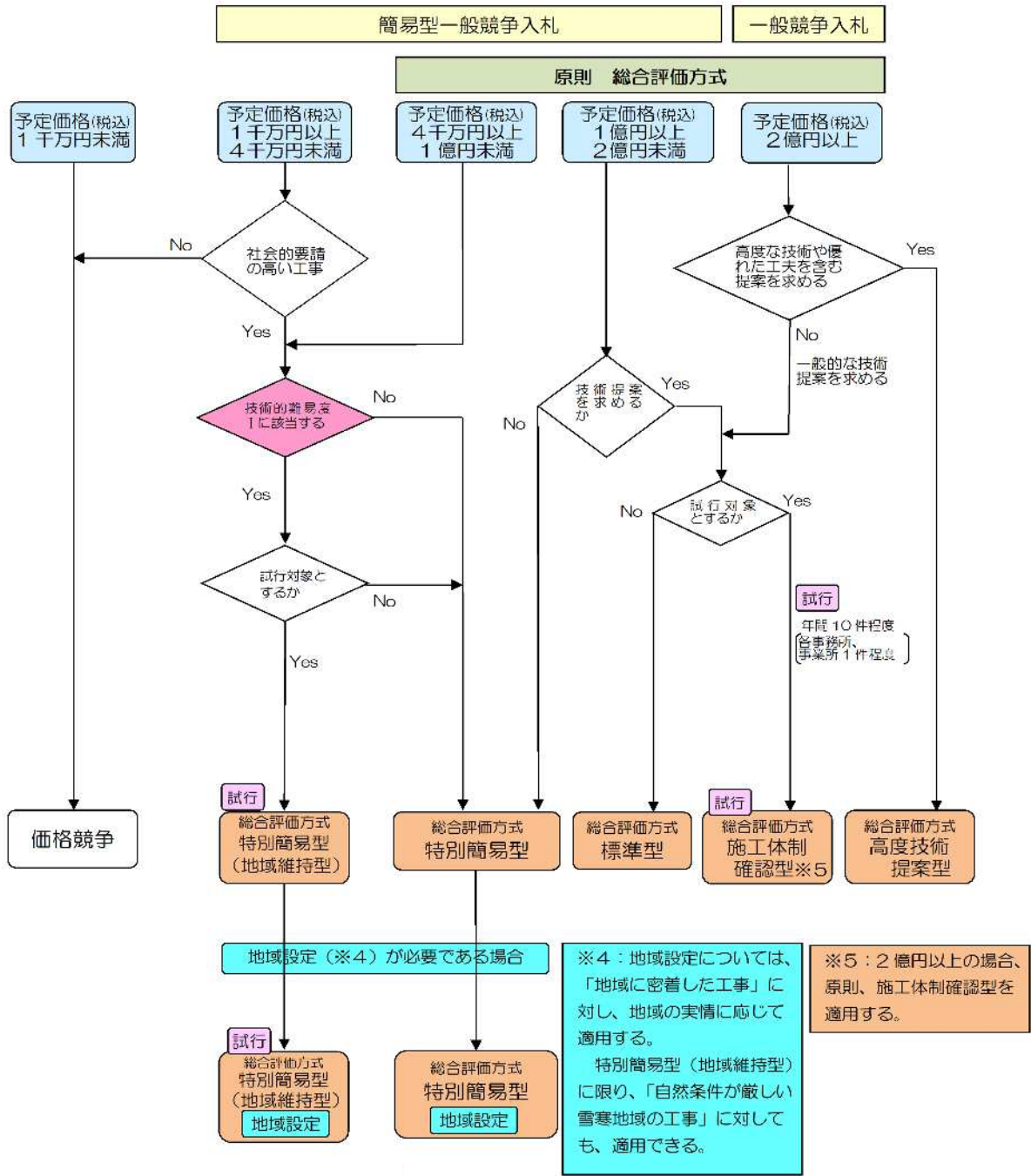


図-2

(2) 総合評価方式を必要とする社会的要請
(4千万円未満の工事で総合評価を行う目安としてチェックする)

表-4

社 会 的 要 請 項 目		備 考
近接施工	☐ 鉄道営業線があり、施工に配慮を要する	
	☐ 架空線があり、施工に配慮を要する	
	☐ 地下埋設物があり、施工に配慮を要する	
	☐ 民家があり、施工に配慮を要する	騒音、振動、粉塵
	☐ 病院・学校等の重要施設があり、施工に配慮を要する	騒音、振動、粉塵
現道作業	☐ 施工にあたり交通規制が伴う	
	☐ 施工にあたり・歩行者の安全対策に配慮を要する	
水質汚濁	☐ 水質汚濁防止の対策が必要	
	☐ 地下水遮断の対策が必要	
騒音・振動	☐ 施工にあたり、騒音・振動対策が必要	
大気汚染	☐ 施工にあたり、大気汚染対策が必要	
臭気	☐ 施工にあたり、臭気対策が必要	
地盤沈下	☐ 施工にあたり、地盤沈下対策が必要	
揮発性有機化合物	☐ 施工にあたり、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物の対策が必要	
環境	☐ 自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要	騒音、振動、粉塵

4 落札者決定基準等

(1) 総合評価方式の評価方法

- ・評価方法は除算方式で行う。
- ・標準点（100点）に評価項目ごとの加算点を加え、合計を「技術評価点」とする。
- ・総合評価方式の評価は「技術評価点」を当該入札者の入札価格で除した値（評価値）の大小をもっ

$$\begin{aligned} \text{技術評価点} &= \text{標準点（100点）} + \text{加算点} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \end{aligned}$$

(参考) 施工体制確認型

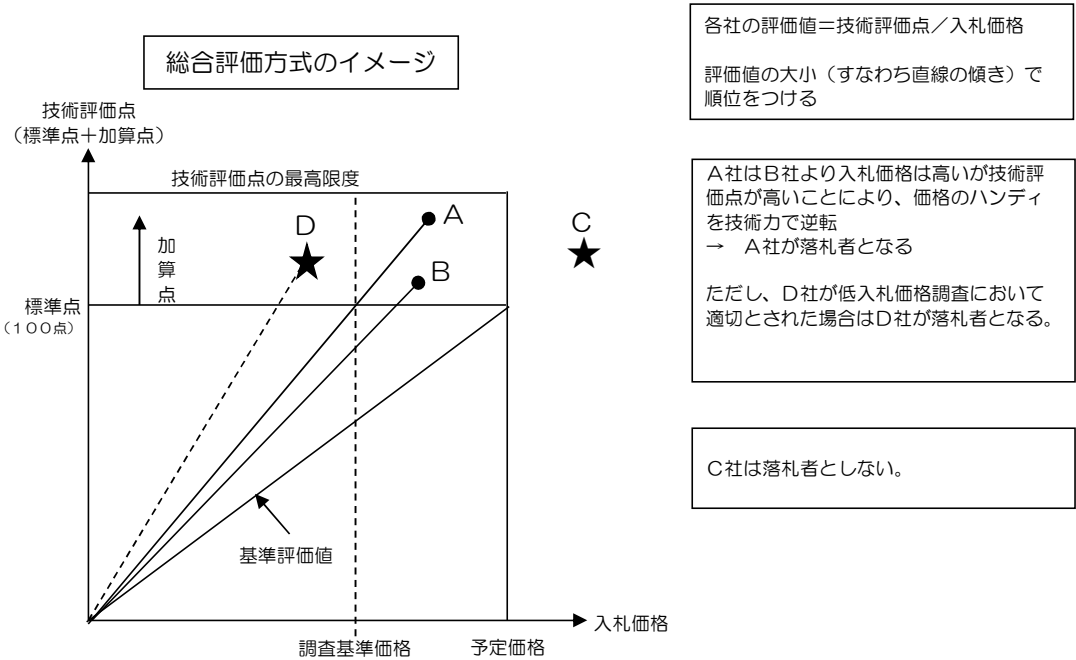
施工体制確認型総合評価方式では、技術提案の内容と施工体制の審査結果は技術提案が確実に実現できる程度に関連することから、技術提案評価点に関する加算点は、施工体制評価点の満点に対する割合を乗じたものとする。この技術提案加算点と技術提案以外の評価点及び施工体制評価点に標準点（100点）を加えたものを技術評価点といい、技術評価点を当該入札者の入札価格で除したものを評価値という。

$$\begin{aligned} \text{技術提案等加算点} &= \text{技術提案評価点} \times (\text{施工体制評価点} / 20 \text{点}) + \text{技術提案以外の評価点} \\ \text{技術評価点} &= \text{標準点（100点）} + \text{技術提案等加算点} + \text{施工体制評価点} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \end{aligned}$$

(2) 落札者の決定方法

次の要件に該当する入札者のうち、上記「評価値」の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2者以上あるときはクジによる。

- ・入札価格が予定価格以下であること。
- ・島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領等において失格等でないこと。



図－3

5 主な評価項目及び評価基準

以下に示した評価項目及び配点等は、主な建設工事を対象とした例であり、工事の特性及び加算点合計との関係で変更する場合がある。（標記例以外の評価項目も設定可能）

(1) 評価項目の設定

表-5

必須項目：◎ 選択項目：● 選択しない：－		W T O 案 件 工 事	高 度 技 術 提 案 型	施 工 体 制 確 認 型	標 準 型	特 別 簡 易 型	(地 域 特 別 維 持 型)
技術提案		◎	◎	◎	◎	－	－
施工体制評価		●	●	◎	－	－	－
企業の工事成績評定点		－	◎	◎	◎	◎	◎
企業の同種工事の施工実績		－	●	●	●	●	－
企業の優良工事表彰 (優良工事施工団体表彰)		－	●	●	●	●	－
配置予定技術者(※1)の資格		－	●	●	●	●	◎
継続学習(CPDS)		－	●	●	●	●	－
配置予定技術者の施工経験		－	●	●	●	●	－
配置予定技術者の優秀建設技術者表彰		－	●	●	●	●	－
防災協定(家畜伝染病防疫協定)の締結実績		－	－	－	－	●	◎
事業継続計画(BCP)及び防災協定(家畜伝染病防疫協定)の締結実績		－	● ※2	● ※2	● ※2	－	－
ボランティア活動等への参加実績		－	●	●	●	●	●
県管理公共土木施設に関する維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績		－	●	●	●	●	◎
県管理道路・空港を含む除雪業務の契約実績		－	●	●	●	●	◎
労働福祉関連の状況		－	●	●	●	●	－
登録基幹技能者の配置状況		－	● ※3	● ※3・4	● ※3	● ※3	－
若手・中堅技術者の配置		－	－	－	－	●	●
若手技術者・若手従業員の新規雇用		－	●	●	●	●	●
建設機械の保有状況		－	● ※5	● ※5	● ※5	● ※5	● ※5
消防団協力事業所認定		－	●	●	●	●	－
建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用		－	● ※6	● ※6	● ※6	● ※6	－
ICT活用工事の施工実績		－	● ※7	● ※7	● ※7	● ※7	－
公共土木施設等の災害復旧工事受注実績		－	－	－	－	●	●
地理的条件 近隣地域での施工実績、会社所在地		－	●	●	●	●	●
減 点	低入札工事の工事成績評定点による減点	－	◎	◎	◎	◎	◎
	県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による減点	－	◎	◎	◎	◎	◎

※1：配置予定技術者は、主任技術者又は監理技術者とする。

※2：標準型、施工体制確認型の「一般土木工事」、「維持修繕工事」の場合

※3：「建設塗装」、「電気工事」に適用

※4：2億円以上の土木一式（一般土木工事）の場合

- ※5： 土木一式工事(一般土木工事、維持修繕工事)、舗装工事に適用
 ※6： 土木一式工事（一般土木工事）で適用する。その他工事での適用も妨げない。
 ※7： ICT活用工事の発注者指定型、発注者指定（簡易）型または施工者希望型で適用

（２）評価方式について

下記(a)による定量的評価、または(b)、(c)による定性的評価のいずれかによる。

表一 6

評価方式	説 明
(a) 数値方式	提示された最高の性能等の数値に満点を、最低限の性能等（標準案等）の数値に0点を与える。その中間の数値には、按分した点を与える。（小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを基本とする）
(b) 判定方式	数値化が困難な場合、優良可等2～3段階の階層を設け、入札参加者の評価項目値が該当する階層を判定し、その階層に応じた点数を与える。例えば3階層とすれば、優に3点、良に2点、可に1点、提案なしに0点を与えることなどが考えられる。
(c) 順位方式	数値化が困難な場合、入札参加者を順位付けし、順位により点数を与える。最上位者に満点、最下位者に0点を与え、その中間は均等に按分して点数を与える。（小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを基本とする）

（３）技術提案の設定

①技術提案

- 標準型、施工体制確認型及び高度技術提案型で求める「**技術提案**」とは、発注者が示す施工方法等の標準的な仕様（以下「標準案」という）を上回る方法で施工する内容を示した施工上の提案について、評価するものである。
- 標準点の判断（技術資料）
 - A.「技術提案の有無」に「有」、「技術提案が採用されなかった場合の標準案での施工の意志の有無（以下「標準案での施工の意志」という）」に「有」の記載 → 標準点:100点
 - B.「技術提案の有無」に「有」、「標準案での施工の意志」に「無」の記載又は記載なし → **標準点:0点**
 - C.「技術提案の有無」に「無」（標準案での施工）の記載 → 標準点:100点
 - D.「技術提案の有無」に記載なし → **標準点:0点**
- 「技術提案の有無」に「無」と記載した場合は、標準案により施工すること。ただし、その場合には、最大で加算点合計の1割を減する。
- 複数の技術提案の課題があり、一部の課題しか提案がない場合は、提案が全くない場合の減点数に提案がなかった課題数を按分して減点数を算出する。（小数第2位四捨五入）
- 「技術提案の有無」に「有」と記載し、「標準案での施工の意志」に「有」と記載した場合は、技術提案が採用されない場合でも、課題との関連性が認められれば減点しない。

②提案数の上限

- 入札参加者の技術提案に係る事務やオーバースペック（過剰な技術提案）による負担、発注者の審査に係る事務的負担などの軽減を図るため、入札参加者から求める提案数に上限を設定する。
 - 技術提案1課題当り3提案を上限とする。
- ただし、1課題の提案について細分類した提案を求める場合は、上限を個別に設定する場合がある。
- 提案は、記載順で評価し、上限を超えた提案については提案として取り扱わない。
- 1つの提案内容（同一枠内等）に記載されたもので、複数の提案が記載されていると判断した場合であっても、1つの提案としてカウントする。この場合、複数の提案と判断した提案中の最も評価の低いもので加算点の算定を行う。

③技術提案の審査

- 技術提案で加算点を与えるのは履行状況が具体的に確認、検査できる内容のものに限る。
- 記載する内容は、説明の要点（目的、具体的な手法＜施工数量、施工位置、施工範囲、施工期間、使用材料、使用機械等＞、効果、技術的な根拠、標準案に対する優位性等）をわかりやすく記述すること。
- 説明の要点が記載されていないもの、あいまいな表現のもの（例えば、「必要に応じて〇〇する」、「〇〇するように努める」、「可能な限り〇〇する」等）、他の施設管理者と新たな協議や調整が必要となるもの、工事施工箇所の現場条件が考慮されていないものなどは評価しない。
- 審査に当たっては業者名を伏せて客観性や透明性が確保できるようにする。

④技術提案の採否

- ・技術提案を審査・評価し、入札前に「評価する」、「評価しない」、「不採用」の旨を提出者に通知する。
- ・「評価しない」、「不採用」とした場合には理由を付す。

⑤不採用理由の説明要求等

- ・「不採用」と通知されたものは、理由の説明を書面で求めることができる。ただし、不採用の通知が撤回されることはない。

⑥技術提案の改善

- ・技術提案の一部を改善することで、より優れた提案となると発注者が認める場合や一部の不備を解決できる場合、提出者に技術提案の改善を求めることができる。
- ・改善提案ができるのは、標準型、施工体制確認型及び高度技術提案型において発注者が改善を求める場合のみである。
- ・技術提案の改善を求める場合は、入札公告にその旨明示し、改善過程は契約後公表する。

⑦提案の履行義務

- ・技術提案で「評価する」とした提案は、実際の施工において、原則として履行の義務を有するものとする。
- ・履行義務有の提案については、契約書に明記し、施工中及び完了検査時に資料を提出の上で履行状況の確認を行うものとする。
- ・「評価しない」とされた提案であっても、仕様書等で規定される事項は実施しなければならない。
- ・「評価しない」とされた提案については、受発注者協議により実施することも可能であり、実施した結果、品質向上等の効果が確認できた時は、工事成績評定で評価する場合がある。
- ・一つの提案内容（同一枠内等）に複数の提案が記載されている場合、評価、履行義務、受発注者協議による実施の可能性は下表のとおりとする。

【複数提案で○、△、×が混在する場合】

表－７

例	評 価	履行義務	受発注者協議による実施の可能性
○、○	○（評価する）	すべて履行義務あり	－
○、△	△（評価しない）	履行義務なし	すべて実施可能。
○、×	×（不採用）	履行義務なし	×は実施を認めない。○は実施可能。
△、×	×（不採用）	履行義務なし	×は実施を認めない。△は実施可能。

⑧標準型、施工体制確認型、高度技術提案型で求める技術提案の設定

表－8

分類	施工上の技術的課題			備 考
施工計画	技術提案に係わる具体的な施工計画	材料の品質管理に係わる技術提案	コンクリートや鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法が適切であること	
		施工上の課題に対する技術提案	発注者が指定した施工上の課題への対応が適切であること	
		施工上配慮すべき技術提案	施工上配慮すべき事項及び配慮方針が適切であること	
具 体 的 な 技 術 提 案	社会的要請への対応に関する技術提案	近接施工	鉄道営業線があり、施工に配慮を要する	
			架空線があり、施工に配慮を要する	
			地下埋設物があり、施工に配慮を要する	
			民家があり、施工に配慮を要する	騒音、振動、粉塵
			病院・学校等の重要施設があり、施工に配慮を要する	騒音、振動、粉塵
		現道作業	施工にあたり交通規制が伴う	
			施工にあたり・歩行者の安全対策に配慮を要する	
		水質汚濁	水質汚濁防止の対策が必要	
			地下水遮断の対策が必要	
		騒音・振動	施工にあたり、騒音・振動対策が必要	
		大気汚染	施工にあたり、大気汚染対策が必要	
		臭気	施工にあたり、臭気対策が必要	
		地盤沈下	施工にあたり、地盤沈下対策が必要	
		揮発性有機化合物	施工にあたり、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物の対策が必要	
		環境	自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要	騒音、振動、粉塵
	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案		自動車専用道や交通量の多い道路等で、走行性・低騒音が求められる	道路舗装
			低騒音・低振動化により、住民満足度が向上する設備	設備の騒音、振動
			材料やコンクリートの特別な品質管理・出来形管理が求められる	コンクリート構造物等
			施工数量により、設備の機能・性能が向上する	利水容量等の確保
案	総合的なコストの縮減に関する技術提案	ライフサイクルコスト	供用中にエネルギーを消費する施設で、消費量の削減によりライフサイクルコストが削減される	機械設備の燃料消費量の削減
			維持管理が困難な構造物で、長寿命化によりライフサイクルコストが削減される	橋梁等の塗装
		補償	補償を要する工事で工期の短縮が補償費の削減につながる	水利権、漁協権等の補償期間の短縮

(4) 配点例等

① 技術提案（例）

表－9

分類	評 価 項 目		配点例
施 工 計 画	下記のうちから特定工種（あるいは全般）に関し、いわゆる論文形式の施工計画等を募る		5
	品質管理	盛土、コンクリート、鋼材等の品質確認、管理方法等の記述	
	出来形管理	標準の管理基準に対しての上乗せ基準、管理方法等	
	施工上の課題に対する事項	発注者が指定した施工上の課題に対する対応方針等の記述	
	施工上配慮すべき事項	配慮すべき事項及び配慮方針の記述（学校、水源地等が近接した現場等）	
	下記の具体的な技術提案に係る施工計画の記述		
具 体 的 な 技 術 提 案	社会的要請への対応、工事目的物の性能・機能の向上、総合的なコストの縮減等からある特定課題を発注者が示し、提案を募る		5
	現場作業日数の短縮	住民、道路利用者への影響の指標（ある特定工種あるいは全体について）	
	交通規制日数の短縮	道路利用者への影響、渋滞助長の指標	
	騒音・振動対策	住民への影響	
	供用性（路面平坦性）	道路利用者への快適性、維持管理性	
	水質汚濁、防塵対策	住民、環境への配慮	
	大気汚染・悪臭対策	住民、環境への配慮	
	地盤沈下・土壌汚染	環境対策	
	歩行者の安全確保策	道路利用者、交通弱者への配慮	
	工事ヤードの面積低減策	道路利用者、土地改変への配慮	
	文化財保護		
	景観・生態系保全		
	省資源・リサイクル対策		
	将来維持管理費の低減策	ライフサイクルコスト	
	補償費の低減策		
	商業者等への影響低減策		
	工事に伴う事業損失軽減		
その他	イメージアップ計画等	地域住民、沿道利用者等とのコミュニケーション強化の計画	2

②－１ 企業の評価（例）：特別簡易型（地域維持型）を除く。特別簡易型（地域維持型）は⑧を参照。

表－１０

評価項目		評 価 基 準		加算点例	配点例
【必須項目】 工 事 成 績 評 定 点	(加点評価) 企業の工事成績 評定点	過去３年間（令和５年度から令和７年度）に完成した（※ ８）島根県（総務部、農林水産部、土木部）発注工事（※９） における工事成績評定点の平均点を評価する。 ただし、工事成績評定点の平均点評価対象は表－１３のと おりとする（当該工事の工事種別、建設工事の種類毎に平均 点評価対象範囲を設定）。			5
		計 算 方 法	対象となる工事成績が２件以上ある者は表－１１によ り算定する。		
	対象となる工事成績が１件または無い者は表－１２に より算定する。				
	(減点評価) 低入札工事の工 事成績による減 点	前年度から入札公告日前日までに完成した島根県発注の工事 又は令和７年度に完成した国土交通省中国地方整備局発注の 工事で、低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事の工 事成績評定点が75点未満の場合に減点評価する。			-5
計 算 方 法		低入札工事の工事成績評定点が70点未満は－5点、 75点は0点とし、中間は按分して減点する。	-5～0		
「企業の工事成績評定点」の配点を変更する場合、「低入札工事の成績による減点の配点」については、 「低入札工事の成績による減点の配点」＝－「企業の工事成績評定点の配点」とする。					

※８： 対象となる工事件数が少数と想定される場合（建築工事及び特殊工事）は対象年数を５年程度まで拡大する場合がある。

※９： 県外企業が対象となる工事の場合は、国（中国地方整備局等）の工事成績評定点も対象とする場合がある。

（表－１１）対象となる工事成績が２件以上の場合

評定点の 平均点	80点以上	80点未満73点以上	73点未満 70点以上	70点未満
加算点	5.0点	加算点＝1.5点＋ {3.5×（評定点の平均点－73.0）／7}	1.0点	0点

※評定点の平均点は小数第２位を四捨五入、加算点は小数第２位を切り捨て

（表－１２）対象となる工事成績が１件または無い場合

評定点	80点以上	80点未満73点以上	73点未満 70点以上	70点未満 又は実績無し
加算点	4.5点	加算点＝（表－１１で計算した加算点）×0.9	0.9点	0点

※加算点は小数第２位を切り捨て

参考：評定点に対する加算点の早見表（表－２７）を26頁に添付

企業の工事成績評定点の平均点
企業の同種工事の施工実績、技術者の同種工事の施工経験
優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）、優秀建設技術者表彰
災害復旧工事受注実績

左記評価項目の
発注工事と評価対象工事の
組合せ表

表－１３

（土木関連工事）

発注工事		評価対象工事	
工事種別	建設工事の種類	工事種別	建設工事の種類
一般土木工事	土木一式工事	一般土木工事	土木一式工事
	とび・土工・コンクリート工事		とび・土工・コンクリート工事
	しゅんせつ工事		しゅんせつ工事
維持修繕工事	土木一式工事	維持修繕工事	土木一式工事
	とび・土工・コンクリート工事		しゅんせつ工事
アスファルト舗装工事	舗装工事		舗装工事
特殊舗装工事	舗装工事		舗装工事
維持修繕工事	舗装工事		舗装工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事	鋼橋上部工事	
プレストレストコンクリート構造物工事	土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	
港湾工事	土木一式工事	港湾工事	
	しゅんせつ工事		
機械設備工事	機械器具設置工事	機械設備工事	
	鋼構造物工事		
塗装工事	塗装工事		塗装工事
維持修繕工事	塗装工事		塗装工事
造園工事	造園工事	造園工事	
さく井工事	さく井工事	さく井工事	
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	
電気工事	電気工事	電気工事	
	消防施設工事		
維持修繕工事	電気工事	維持修繕工事	電気工事
グラウト工事	土木一式工事	グラウト工事	
	とび・土工・コンクリート工事		
管工	管工事	管工事	
	水道施設工事		
通信設備工事	電気通信工事	通信設備工事	
一般土木工事	鋼構造物工事	対象範囲は、当該工事内容により個別判断する。 （橋梁上部工事、機械設備工事、一般土木工事）	
維持修繕工事	鋼構造物工事		

（建築関連工事）

発注工事		評価対象工事	
工事種別	建設工事の種類	工事種別	建設工事の種類
一般建築工事	建築一式工事	一般建築工事	建築一式工事
	大工工事		
	左官工事		
	石工事		
	屋根工事		
	タイル・れんが・ブロック工事		
	鋼構造物工事		
	鉄筋工事		
	板金工事		
	ガラス工事		
	内装仕上工事		
	建具工事		
一般建築工事	とび・土工・コンクリート工事	一般建築工事	建築一式工事及び とび・土工・コンクリート工事
一般建築工事	防水工事	一般建築工事	防水工事
塗装工事	塗装工事	建築物に係る塗装工事	
電気工事	電気工事	建築物に係る電気工事	
	消防施設工事		
冷暖房衛生	管工事	建築物に係る冷暖房衛生設備工事	
	熱絶縁工事		
	消防施設工事		

②－２ 企業の評価（例）：特別簡易型（地域維持型）を除く。特別簡易型（地域維持型）は⑧を参照。

表－１４

評価項目（※１０）	評価基準	加算点	配点例
平成２８年度から入札公告日前日までの施工実績の有無（競争参加資格とした場合は除く）	同種工事の施工実績が２回以上ある者	２	２
	同種工事の施工実績が１回ある者	１	
	施工実績がない者	０	
過去５年間の優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）の有無	知事表彰、整備局長表彰、整備局部長表彰、整備局事務所長表彰のいずれかがある者	２	２
	県課長表彰、県事務所長表彰のいずれかがある者	１	
	表彰がない者	０	

※１０：同種工事の施工実績、優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）の評価対象は表－１３のとおりとする。（当該工事の工事種別、建設工事の種類毎に評価対象範囲を設定）

②－３ 企業の評価（例）：施工体制確認型（２億円以上） 対象＝土木一式工事（一般土木工事）

表－１５

評価項目	評価基準	加算点	配点例
登録基幹技能者の配置	登録〇〇〇〇基幹技能者を現場に２名以上配置する場合	２	２
	登録〇〇〇〇基幹技能者を現場に１名配置する場合	１	
	配置しない場合	０	

- 当該工事において、登録〇〇〇〇基幹技能者を現場へ配置する場合について評価する。
- 下記に示す１０の登録基幹技能者の中から工事内容に応じて設定する。
「登録コンクリート圧送基幹技能者」、「登録トンネル基幹技能者」、「登録機械土工基幹技能者」、
「登録鉄筋基幹技能者」、「登録圧接基幹技能者」、「登録型枠基幹技能者」、「登録嵩・土工基幹技能者」、
「登録切断穿孔基幹技能者」、「登録グラウト基幹技能者」、「登録基礎工基幹技能者」
- 登録基幹技能者は元請、下請を問わない。島根県内企業の者に限定する。
- ただし、登録〇〇〇〇基幹技能者は、主任技術者（下請企業も含む）及び監理技術者（監理技術者補佐を含む）以外の者とし、〇〇〇〇における△△工程の全期間において現場に配置されることとする。（「施工計画書記載例」のとおり）

<評価内容の担保>

- 配置することを申請した登録〇〇〇〇基幹技能者が、受注者の責めに帰すべき事由により発注者が指定した工程の全期間に配置されず、正当な理由がない場合は、「登録基幹技能者の配置」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。（６ペナルティ参照）
- また、病気、死亡又は自己都合による退職等の特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合はこの限りではない。

③配置予定技術者の評価（例）：特別簡易型（地域維持型）を除く。特別簡易型（地域維持型）は⑧を参照。

表-16

評価項目	評価基準		加算点例	配点例
入札公告日前日における主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士のどちらかの資格がある者 1点 （舗装工事の場合、1級舗装施工管理技術者 1点、2級舗装施工管理技術者 0.5点） （法面処理工事の場合、工事内容に応じて、のり面施工管理技術者またはグラウンドアンカー施工士 1点）		0.5~1	1
	どちらの資格もない者（上記の資格のない者）		0	
令和2年度から入札公告日前日までの継続学習（CPDS）の取組み（※11）	個人	CPDS100ユニット以上ある者	1	1
		CPDS30ユニット以上100ユニット未満の者	0.5	
		CPDS30ユニット未満の者	0	
平成28年度から入札公告日前日までの主任（監理）技術者（※12）または現場代理人としての施工経験の有無（※13）	標準型、施工体制確認型、特別簡易型（1億円以上）適用	同種工事の施工経験が2回以上ある者	2	2
		同種工事の施工経験が1回ある者	1	
		施工経験がない者	0	
平成28年度から入札公告日前日までの主任（監理）技術者（※12）、現場代理人または担当技術者（※14）としての施工経験の有無（※13）	特別簡易型（1億円未満）適用	同種工事の施工経験が2回以上ある者	2	2
		同種工事の施工経験が1回ある者	1	
		施工経験がない者	0	
過去5年間の優秀建設技術者表彰の有無（主任（監理）技術者または現場代理人として受けた表彰）（※13）	優良工事知事表彰該当工事の優秀建設技術者表彰、整備局長、整備局部長または整備局事務所の優秀建設技術者表彰のいずれかがある者		2	2
	優良工事県課長表彰該当工事の優秀建設技術者表彰、優良工事県事務所長表彰該当工事の優秀建設技術者表彰のいずれかがある者		1	
	表彰がない者		0	

○複数の配置予定技術者を候補者とした場合は、候補者のうち評価点合計の最も低い者で評価する。

※11：（一社）全国土木施工管理技士会連合会の定める「標準ユニット」とする。

1年間	2年間	3年間	4年間	5年間
20ユニット	40ユニット	60ユニット	80ユニット	100ユニット

（現在はコロナウイルス感染症の影響を考慮して5年間で6年間としている）

※12：監理技術者補佐を含む。

※13：技術者の同種工事の施工経験、優秀建設技術者表彰の評価対象は表-13のとおりとする。（工事の工事種別、建設工事の種類毎に評価対象範囲を設定）

※14：【担当技術者としての施工経験】…**特別簡易型（1億円未満）に適用する。**

- 担当技術者としての施工経験については、同種工事の担当技術者としてコリンズ登録されているものに限り評価する。

ただし、その評価にあたっては、必要に応じコリンズ登録（従事期間、担当工事内容）どおりに同種工事に従事したことがわかる資料（最終の工程表等）を提出する必要がある。

- 担当技術者とは、

「担当技術者とは、主任（監理）技術者でない技術者であり、従事した工事における工種・工法・型式（コリンズ登録体系によるもの）の工程の全期間において、主任（監理）技術者の指導監督の下で、施工管理（写真管理、品質管理、出来形管理、工程管理のいずれか）を担当する者とし、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。」

- 県工事における担当技術者のコリンズ登録にあたっては、施工計画書（又は変更施工計画書）の計画工程表及び現場組織表に「担当技術者名」、担当する「工種、工法・型式」（コリンズ登録体系による）、「職務内容」、「従事期間」を明確に記述し、工事完了時にその記述どおり当該工事に従事したことを発注者が確認した者に限り承認する。（27頁「施工計画書記載例」のとおり）

④－１ 地域貢献・その他（例）：特別簡易型（地域維持型）を除く。特別簡易型（地域維持型）は⑧を参照。

表－１７

評価項目	評価基準	加算点例	配点例	
過去2年間の県との防災協定（家畜伝染病防疫協定）（※15）の締結実績 「 ・土木系→防災協定 ・農林水産系→家畜伝染病防疫協定を選択 」	過去2年間において、連続した締結実績がある者（協定を締結した団体の構成員はもとより、協定に参加している協力企業等も対象とする。ただし、評価の対象者は、団体が所管する地域内に建設業法に規定する営業所を有する者に限る。）	0.5～1	0.5～1	
	締結実績がない者	0		
事業継続計画（BCP）認定（※16）及び過去2年間の県との防災協定（家畜伝染病防疫協定）の締結実績	標準型、施工体制確認型適用工事のうち、一般土木工事、維持修繕工事に適用	国土交通省中国地方整備局による事業継続計画（BCP）認定があり、かつ過去2年間における防災協定（家畜伝染病防疫協定）の連続した締結実績がある者（協定を締結した団体の構成員はもとより、協定に参加している協力企業等も対象とする。ただし、評価の対象者は、団体が所管する地域内に建設業法に規定する営業所を有する者に限る。）	2	2
		上記いずれか一方に該当する者	1	
		上記でない者	0	
	過去2年間のボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績（会社として年度間のべ人数が10名以上又は従業員（※17）の半数（最低3名）以上の参加）	過去2年間において、両年度とも島根県内でのボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績がある者	0.5～1	0.5～1
上記でない者		0		
ボランティア活動は客観的に認められるもの（例えば不特定多数の者が利用する公共・公益施設等における活動や県民・地域住民に対して行う活動、あるいは社会福祉施設等への活動で、市町村の証明、新聞記事、社内報掲載記事（社外に公表しているもの）、自治会長等の証明等のあるもの）とする。				
過去2年間の県管理公共土木施設に関する維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績（契約実績は発注者の認める下請け実績でも可、1回の契約期間が△ヶ月以上、指定管理者制度によるものは評価の対象外）	過去2年間において、両年度とも契約実績がある者	1～2	1～2	
	過去2年間において、どちらかの年度に契約実績がある者	0.5～1		
	契約実績がない者	0		
過去2年間の県管理道路・空港を含む除雪業務の契約実績	過去2年間において、両年度とも契約実績がある者（契約実績は発注者の認める下請け実績でも可）	1～2	1～2	
	過去2年間において、どちらかの年度に契約実績がある者	0.5～1		
	契約実績がない者	0		

※１５「風水害・（雪害・）地震災害・その他の災害応急対策業務に関する協定」

（「家畜伝染病発生時における防疫対策業務に関する協定」）

※１６：【事業継続計画（BCP）】国土交通省中国地方整備局ホームページ

<https://www.cgr.mlit.go.jp/bousai/kensetsu/index.html>

※１７：従業員数は当該活動時点のものとする。

④－２地域貢献・その他（例）：特別簡易型（地域維持型）を除く。特別簡易型（地域維持型）は⑧を参照。

表－１８

評価項目	評価基準		
労働福祉関連の状況	入札公告日前日における企業としての次のa～cに掲げる項目を評価する。 a 高年齢者の雇用確保：下記のいずれかの措置が取られている場合（※１８） ・定年が６６歳の年齢到達日以降となっている ・６６歳の年齢到達日以降の継続雇用制度がある ・定年の定めがない b 障がい者雇用の実態：下記のいずれかの実態がある場合 ・法定雇用率を適用される者…法定雇用障がい者数を超える雇用（※１９） ・法定雇用率を適用されない者…１人以上の雇用 c 育児・介護休業に関する制度：下記のいずれかの取組みがある場合 ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）で定める制度（※２０）を超える内容を含む制度を規定していること ・こころカンパニー（しまね子育て応援企業）（※２１）について、認定されていること		
	a～cのうち２つ以上該当する場合	１～２	１～２
	a～cのうち１つ該当する場合	０.５～１	
	上記でない場合	０	
登録基幹技能者の配置 （「塗装工事」、「電気工事」に限る）（※２２）	主任技術者（下請企業も含む）及び監理技術者以外の登録〇〇〇基幹技能者を現場へ配置する場合	１	１
	上記でない場合	０	
若手・中堅技術者の配置 （特別簡易型に適用）	当該工事に４０歳未満の技術者（※２３）を配置予定技術者とする場合に評価する	１	１
	上記でない者	０	
若手技術者・若手従業員の 新規雇用（※２４）	令和６年４月１日以降に、若手技術者（３０歳未満の技術者）を１人以上新規雇用している場合。ただし、入札に参加する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること	１	１
	令和６年４月１日以降に、若手従業員（３０歳未満で若手技術者を除く）を１人以上新規雇用している場合。ただし、入札に参加する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること	０.５	
	上記でない場合	０	
機械保有の状況 〔土木一式工事 （一般土木工事、維持修繕工）〕	建設機械（※２５）を３台以上保有若しくは長期リース契約している場合	１	１
	上記でない場合	０	
機械保有の状況 〔ほ装工事 （舗装工事、維持修繕工事）〕	建設機械（※２６）を１台以上保有若しくは長期リース契約している場合	１	１
	上記でない場合	０	
消防団協力事業所認定 （本制度が運用されている 市町村において設定すること）	入札公告日前日において、消防団協力事業所と認定されている者	１	１
	上記でない場合	０	
建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用 （※２７）	CCUSを活用することを確約する者	１	１
	CCUSを活用することを確約しない者	０	
令和６年度から入札公告 前日までの県発注ＩＣＴ 活用工事施工実績（※２ ８）	実績がある者	１	１
	実績がない者	０	
令和７年度（または過去 ●年）に契約した県発 注災害復旧工事（※２ ９）の受注実績	実績がある者	１	１
	実績がない者	０	

※18：【高年齢者の雇用確保の評価】

<全般>

- 申請にあたっては、「制度の概要の分かる資料（就業規則等）」のうち高年齢者雇用安定法に関係する部分を添付資料として提出すること。この際、法定の制度を超える箇所のアンダーライン明示に協力すること。

<高年齢者雇用安定法の概要>

- （定年を定める場合の年齢）第8条
事業主がその雇用する労働者の定年の定めをする場合には、当該定年は、60歳を下回ることができない。ただし、当該労働者のうち、高年齢者が従事することが困難であると認められる業務（厚生労働省令で定める業務）に従事している労働者は、この限りではない。
- （高年齢者雇用確保措置）第9条
65歳未満の定年の定めをしている事業主は、高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の①～③のいずれかの措置を講じなければならない。
①定年の引き上げ
②継続雇用制度の導入
③定年の定め廃止

<定年年齢の引き上げについて>

- 高年齢者雇用安定法第9条に定める定年の引き上げ措置において、66歳の年齢到達日以降の定年へ引き上げを行っている場合、評価する。

<継続雇用制度について>

- 継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。
- 高年齢者は「労働者」であることが前提であり、労働者ではない「役員等」は評価の対象外である。
- 労働組合に加入していない非組合員や管理職であっても「労働者」の場合は、評価の対象となる。
- 労働者の定義に関する法令（参考）
【労働基準法第9条】
この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業または事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。
【民法第623条】
雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。
- ただし、事業主が恣意的に特定の高齢者を措置の対象から除外しようとするなど、高年齢者雇用安定法の趣旨や他の労働関連法規に反する又は公序良俗に反するものは認められない。
（下表：高年齢者雇用安定法Q&A、2対象者基準による）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11700000/001245651.pdf>

表-19

適切ではないと考えられる記載例	理 由
①会社が必要と認めた者に限る	基準がないことと等しく、これのみでは法の趣旨に反する恐れがある
②上司の推薦がある者に限る	基準がないことと等しく、これのみでは法の趣旨に反する恐れがある
③男性（女性）に限る	男女差別に該当
④組合活動に従事していない者	不当労働行為に該当

※19：【障がい者の法定雇用率】

- R8.7.1から2.7%（民間企業）に引き上げられた。

※20：【育児・介護休業法】

- 申請にあたっては、「制度の概要の分かる資料（就業規則等）」のうち育児・介護休業法に関係する部分を添付資料として提出する。この際、法定の制度を超える箇所にアンダーライン明示すること。なお、明示が無い場合は、評価の対象としない。
- 育児・介護休業に関する制度の内容を確認するため、必ず別紙「育児・介護休業に関する制度 チェック表」を記入し、添付すること。
育児・介護休業法改正の詳細については、厚生労働省ホームページを参照のこと。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

※21：【こっころカンパニー】

- こっころカンパニー認定企業については、「こっころカンパニー認定書」の写しを添付すること。しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度については島根県ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/syoushika/syoushika/cmspprt/cocom/boshu.html>

※22：【登録基幹技能者の配置】…「塗装工事」、「電気工事」に適用する。

＜評価基準＞

- 当該工事において、登録〇〇〇〇基幹技能者を現場へ配置する場合について評価する。（〇〇〇〇は「建設塗装」もしくは「電気工事」とする。以下同様。）
- ただし、登録〇〇〇〇基幹技能者は、主任技術者（下請企業も含む）及び監理技術者（監理技術者補佐を含む）以外の者とし、〇〇〇〇における△△工程の全期間において現場に配置されることとする。（27頁「施工計画書記載例」のとおり）

＜評価内容の担保＞

- 配置することを申請した登録〇〇〇〇基幹技能者が、受注者の責めに帰すべき事由により発注者が指定した工程の全期間に配置されず、正当な理由がない場合は、「登録基幹技能者の配置」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。（6 ペナルティ参照）
- また、病気、死亡又は自己都合による退職等の特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合はこの限りではない。

※23：【若手・中堅技術者の配置】…特別簡易型に適用する。

＜評価基準＞

- 入札公告日前日時点で40歳未満の技術者を当該工事の配置予定技術者とする場合に評価する。
- ただし、配置予定技術者として複数の候補者を申請する場合は、全ての候補者が入札公告日前日時点で40歳未満であること。

＜評価内容の担保＞

- 受注者の責めに帰すべき事由により、申請した若手・中堅技術者の配置が工事期間中継続されず、正当な理由がない場合は、「若手・中堅技術者の配置」評価の加算点の満点に相当する点を限度として、工事成績評定点の減点を行うものとする。（6 ペナルティ参照）
- また、病気、死亡又は自己都合による退職等の特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請後の変更は認められない。

※24：【若手技術者・若手従業員の新規雇用】

＜評価基準＞

- 令和6年4月1日以降の若手技術者・若手従業員（いずれも30歳未満）の1人以上の新規雇用を評価する。
- ただし、若手技術者・若手従業員は入札に参加する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- 若手技術者とは、令和6年4月1日以降の新規雇用された日において、下記の①又は②に該当する30歳未満の従業員

① 次のいずれかを満たす者

- ・ 建設業法第7条第1項第2号イで定める学校）の建設業法施行規則第1条に定める学科（国土交通省令で定める学科）を卒業した者等。なお、国土交通省令で定める学科に記載されている「許可を受けようとする建設業」欄の許可業種ごとの区分はない。
- ・ 旧建設業法施行令(令和3年4月1日 施行、建設業法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第百七十四号)、以下「旧令」という。)第36条第1項第1号及び第2号並びに旧令第37条第2項第1号イ(1)及び(2)並びに第2号イ(1)で定める学校の施工技術検定規則第2条に定める学科を修めた者等。

② 当該工事種別に該当する建設業法第7条第1項第2号ハに示す資格を有する者

（例：国土交通省令で定める学科以外を卒業した者で2級土木施工管理技士等の資格を持つ者）とする。

○若手技術者の学歴等

大学 専修学校専門課程 (高度専門士)	短期大学 高等専門学校 専修学校専門課程 (専門士)	高等学校 中等教育学校 専修学校専門課程	職業能力開発大学校 職業能力開発短期大学校 職業能力開発校
指定学科又は指定学科に準すると認められている学科			

具体的な学校・学科については、国土交通大臣の指定試験機関として技術検定試験を行う下表の団体が示す「指定学科・学校等一覧表」を参照。

国土交通大臣の指定試験機関一覧表

表－２０

指定試験機関(問合せ・申込先)	検定種目
(一財)全国建設研修センター HP http://www.ictc.jp/	土木施工管理 (1級・2級*)
(一財)建設業振興基金 HP http://www.kensetsu-kikin.or.jp/	建築施工管理 (1級・2級*)
(一財)建設業振興基金 HP http://www.kensetsu-kikin.or.jp/	電気工事施工管理 (1級・2級)
(一財)全国建設研修センター HP http://www.ictc.jp/	管工事施工管理 (1級・2級)
(一財)全国建設研修センター HP http://www.ictc.jp/	造園施工管理 (1級・2級)
(一社)日本建設機械施工協会 HP https://jcmnet.or.jp/	建設機械施工 (1級・2級*)
(一財)全国建設研修センター HP http://www.ictc.jp/	電気通信工事施工管理 (1級・2級)

(参考) 建設業法施行規則第1条に定める学科(国土交通省令で定める学科)

<https://elaws.e->

gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=324M50004000014&openerCode=1

(参考) 建設業法第7条第2号ハに定める資格

<http://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/sgml/1972/26222000/26222000.html>

● 若手従業員とは、

「令和6年4月1日以降の新規雇用された日において、30歳未満の従業員（若手技術者を除く）とする。」

<評価内容の担保>

- 受注者は、申請した若手技術者・若手従業員の新規雇用について、工事完了時に工事期間中雇用が継続されたことが証明できる資料を提出するものとする。
- なお、受注者の責めに帰すべき事由により、申請した若手技術者・若手従業員の雇用が工事期間中継続されず、正当な理由がない場合は「労働福祉関連の状況」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。（6 ペナルティ参照）
- また、病気、死亡又は自己都合による退職等の特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は申請後の変更は認められない。

※25：【建設機械の保有状況】…**土木一式工事**（一般土木工事、維持修繕工事）の場合

<評価基準>

- 入札公告日前日時時点で建設機械を**3台**以上保有もしくは長期リース（1年7ヶ月以上）している場合に評価する。
- なお、評価対象となる建設機械は、次のいずれかとする。
 - ①ショベル系掘削機（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーンまたはパイルドライバーのアタッチメントを有するもの）
 - ②ブルドーザー（自重が3トン以上のもの）
 - ③トラクターショベル（バケット容量が0.4立方メートル以上のもの）
 - ④移動式クレーン（つり上げ荷重3t以上）
 - ⑤大型ダンプ車（車両重量8t以上または最大積載量5t以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの、又は営業用で主として建設業の用途として届け出、車検証備考欄に表示されているもの）
 - ⑥モーターグレーダー（自重が5t以上）

※26：【建設機械の保有状況】…**舗装工事**（舗装工事、維持修繕工事）の場合

<評価基準>

- 入札公告日前日時時点で建設機械を**1台**以上保有もしくは長期リース（1年7ヶ月以上）している場合に評価する。
- なお、評価対象となる建設機械は、下記のとおりとする。
 - ・モーターグレーダー（自重が5t以上）

※27：【建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用】

＜評価基準＞

- 当該工事においてCCUSを活用する事を確約する場合に評価
- なお、「活用」とは建設現場にカードリーダーを設置するなどして、技能労働者の就業履歴を蓄積することをいう。蓄積する技能労働者の範囲は問わない。

＜評価内容の担保＞

- 正当な理由がなく活用を行わなかった場合は「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用」評価の加算点の満点に相当する点を限度として、工事成績評定点の減点を行うものとする。（6 ペナルティ参照）

確認は「現場・契約情報」のシステム出力帳票の提出求めるなどにより行う。

※28：【ICT活用工事の施工実績】

＜評価基準＞

- 令和6年度から入札公告前日までに完成した島根県が発注したICT活用工事（同種工事）の以下に示す①②③④の施工実績を評価。
- ICT活用工事とは以下の①②③④⑤の施工プロセスにおいて、ICTを全部又は一部に活用する工事とする。
 - ①3次元起工測量 ②3次元設計データ作成 ③ICT建機による施工
 - ④3次元出来形管理等の施工管理 ⑤3次元データの納品
 - ・ただし①のみを実施する場合は生産性向上に資することを条件に発注者が認めたものとする。
- 発注工事のICT工種と実績の対象とするICT工種は以下のとおりの組み合わせとする。

表-21

発注工事ICT工種	実績対象ICT工種
土工	土工
舗装工	舗装工または舗装工（修繕工）
舗装工（修繕工）	
法面工	法面工
ほ場整備工	ほ場整備工

※29：島根県発注の「公共土木施設災害復旧事業国庫負担法」又は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の対象となった工事。評価対象は表-13のとおりとする。（当該工事の工事種別、建設工事の種類毎に評価対象範囲を設定）

⑤地理的条件（例）：特別簡易型（地域維持型）を除く。特別簡易型（地域維持型）は⑧を参照。

表-22

評価項目	評価基準	加算点例	配点例
近隣地域での施工実績	過去2年間に於いて、〇〇地域内での施工実績がある者	1	1
	施工実績がない者	0	
会社所在地	〇〇地域内に主たる営業所（本店）または従たる営業所（支店、営業所）がある者	1	1
	上記でない者	0	

⑥その他（例）

表-23

評価項目	評価基準	配点例
【必須】 県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反	過去1年間に県内下請の使用義務付け違反により、工事成績評定点の減点を受けたことがある	-1
	過去1年間に県内産資材の使用義務付け違反により、工事成績評定点の減点を受けことがある	-1

⑦施工体制評価

施工体制確認型において、原則としてヒアリング方式（開札後）により次の評価を実施する。

表－24

評価項目	評価内容	配点例
品質確保の実効性	入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る実効性の向上につながるかについて審査し、評価する。	10
施工体制確保の確実性	入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査し、評価する。	10

⑧特別簡易型（地域維持型）

令和8年度も、特別簡易型（地域維持型）を試行する。

表－25

評価項目		評価基準		加算点例		配点例	
企業	【必須項目】	（加点評価） 企業の工事成績評定点	過去3年間（令和5年度～令和7年度）に完成した島根県（総務部、農林水産部、土木部）発注工事（工事成績評定点の平均点評価対象は表－13のとおり）における工事成績評定点の平均点を評価する				3
			計算方法	対象となる工事成績が2件以上ある場合、73点以上は3点、73点未満は0点とする			
				対象となる工事成績が1件または無い場合、73点以上は2.5点、73点未満は0点とする	2.5	0	
		（減点評価） 低入札工事の工事成績による減点	前年度から入札公告日前日までに完成した島根県発注の工事又は令和7年度に完成した国土交通省中国地方整備局発注の工事で、低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事の工事成績評定点が73点未満の場合に減点評価する				-3
計算方法	低入札工事の工事成績評定点が70点未満は-3点、73点は0点とし、中間は按分して減点する		-3～0				
技術者	【必須項目】	入札公告日前日における主任（監理）技術者の保有する資格	1級もしくは2級土木施工管理技士、1級もしくは2級建設機械施工技士のどちらかの資格がある者		1	1	
			上記でない者		0		
地域貢献・その他	【必須項目】	過去2年間の県との防災協定（家畜伝染病防疫協定）の締結実績	過去2年間において、連続した締結実績がある者（団体との締結の場合は団体構成員又は協定参加企業でも可）		1	1	
			締結実績がない者		0		
		過去2年間の県管理公共土木施設に関する維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績	過去2年間において、どちらかの年度に契約実績がある者（契約実績は発注者の認める下請け実績でも可、1回の契約期間が△ヶ月以上、指定管理者制度によるものは評価の対象外）		1	1	
			契約実績がない者		0		
		過去2年間の県管理道路・空港を含む除雪業務の契約実績	過去2年間において、どちらかの年度に契約実績がある者（契約実績は発注者の認める下請け実績でも可）		1	1	
			契約実績がない者		0		

次頁へ続く

表-25 続き

評価項目		評 価 基 準	加算点例	配点例
地域貢献・その他【5点】	過去2年間のボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績 （会社として年度間のべ人数が10名以上又は従業員（※17）の半数(最低3名)以上の参加）	過去2年間に於いて、どちらかの年度に島根県内でのボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績がある者 会社として年度間のべ人数が10名以上又は従業員の半数（最低3名）以上の参加	1	1
		上記でない者	0	
	若手・中堅技術者の配置	当該工事に40歳未満の技術者（※23）を配置予定技術者とする場合に評価する	1	1
		上記でない者	0	
	若手技術者・若手従業員の新規雇用（※24）	令和6年4月1日以降に、若手技術者（30歳未満の技術者）を1人以上新規雇用している場合。ただし、入札に参加する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること	1	1
		令和6年4月1日以降に、若手従業員（30歳未満で若手技術者を除く）を1人以上新規雇用している場合。ただし、入札に参加する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること	0.5	
		上記でない場合	0	
	建設機械の保有状況	建設機械（※25）を3台以上保有若しくは長期リース契約している場合に評価する	1	1
		上記でない者	0	
	令和7年度（または過去●年）に契約した県発注災害復旧工事（※29）の受注実績	実績がある者	1	1
		実績がない者	0	
地理的条件	会社所在地	〇〇地域内に主たる営業所（本店）または従たる営業所（支店、営業所）がある者	1	1
		上記でない者	0	
加算点の合計			9～10点（固定）	

※17：(4)④-1(17頁)参照

※23：(4)④-2(20頁)参照

※24：(4)④-2(20頁)参照

※25：(4)④-2(21頁)参照

※29：(4)④-2(22頁)参照

⑨地域設定（地域貢献・その他、地理的条件）

1）「地域に密着した工事」に対し、地域の実情に応じて適用するものとし、地域貢献・その他の場合、限定地域を優先評価する。（特別簡易型（地域維持型）、特別簡易型）

●「地域に密着した工事」とは、

「現場の自然的・社会的条件に精通し、災害時の対応や除雪などの地域維持工事、ボランティア等の活動を担って地元から信頼のある企業が施工することが円滑な実施に繋がる工事」

・「地域に密着した工事」の具体例

表－26

工事種別	工事内容
一般土木工事・維持修繕工事（土木一式工事）	人家連担部の道路工事、人家連担部の河川工事、人家連担部の維持修繕工事、急傾斜工事、ほ場整備工事 など
舗装工事	人家連担部の舗装工事 など
法面処理工事	人家近接部の法面処理工事 など

●地域設定項目

- ・地域貢献・その他：維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績、除雪業務の契約実績、災害復旧工事の受注実績、ボランティア活動等への参加実績
- ・地理的条件：近隣地域での施工実績、会社所在地

2）「自然条件が厳しい特定地域の工事」に対し、地域の実情に応じて適用するものとし、地域貢献度の場合、限定地域を優先評価する。（特別簡易型（地域維持型）に限る）

●「自然条件が厳しい特定地域の工事」とは、

「雪寒地域の工事で、除雪業務を担っている企業が施工することが円滑な施工に繋がる工事」

●地域設定項目

- ・地域貢献・その他：除雪業務の契約実績

工事成績評定点 評定点に対する加算点の早見表

表－27

対象となる工事成績が2件以上の場合

評定点の平均点	80.0									
加算点	5.0									
評定点の平均点	79.9	79.8	79.7	79.6	79.5	79.4	79.3	79.2	79.1	79.0
加算点	4.9		4.8		4.7		4.6		4.5	
評定点の平均点	78.9	78.8	78.7	78.6	78.5	78.4	78.3	78.2	78.1	78.0
加算点	4.4		4.3		4.2		4.1		4.0	
評定点の平均点	77.9	77.8	77.7	77.6	77.5	77.4	77.3	77.2	77.1	77.0
加算点	3.9		3.8		3.7		3.6		3.5	
評定点の平均点	76.9	76.8	76.7	76.6	76.5	76.4	76.3	76.2	76.1	76.0
加算点	3.4		3.3		3.2		3.1		3.0	
評定点の平均点	75.9	75.8	75.7	75.6	75.5	75.4	75.3	75.2	75.1	75.0
加算点	2.9		2.8		2.7		2.6		2.5	
評定点の平均点	74.9	74.8	74.7	74.6	74.5	74.4	74.3	74.2	74.1	74.0
加算点	2.4		2.3		2.2		2.1		2.0	
評定点の平均点	73.9	73.8	73.7	73.6	73.5	73.4	73.3	73.2	73.1	73.0
加算点	1.9		1.8		1.7		1.6		1.5	
評定点の平均点	72.9	72.8	72.7	72.6	72.5	72.4	72.3	72.2	72.1	72.0
加算点	1.0									
評定点の平均点	71.9	71.8	71.7	71.6	71.5	71.4	71.3	71.2	71.1	71.0
加算点	1.0									
評定点の平均点	70.9	70.8	70.7	70.6	70.5	70.4	70.3	70.2	70.1	70.0
加算点	1.0									

対象となる工事成績が1件の場合

評定点	80									
加算点	4.5									
評定点	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70
加算点	4.0	3.6	3.1	2.7	2.2	1.8	1.3	0.9		

(※14)【担当技術者としての施工経験】、(※22)【登録基幹技能者の配置】

(施工計画書記載例)

設計変更があれば、要変更。

○計画工程表

計画工程表は、各種別について作業の初めと終わりがわかるバーチャートで作成する。

〔計画工程表記載例〕

項目		単位	数量	担当技術者	登録基幹技能者	6月	7月	8月	9月	10月	11月
工種	工法・型式					10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
コンクリート構造物工事	加バート工	〇〇箇所	〇〇m	〇〇〇〇	—	6/10					11/20
塗装工事	素地調整	〇〇箇所	〇〇m ²	—	【建設塗装】 〇〇〇〇		7/10	8/10			
	下塗	〇〇箇所	〇〇m ²	—	【建設塗装】 〇〇〇〇			8/10	9/10		
	中塗	〇〇箇所	〇〇m ²	—	【建設塗装】 〇〇〇〇				9/10	10/10	
	上塗	〇〇箇所	〇〇m ²	—	【建設塗装】 〇〇〇〇					10/10	11/10

※工種、工法・型式（コリンス登録体系）については、下記アドレスを参照。

https://cthp.iacic.or.jp/iacic/doc/cor_kouhou_list_all.pdf

○現場組織表

現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように記載し、監理（主任）技術者、専門技術者、担当技術者、登録基幹技能者を置く工事についてはそれを記載する。

〔現場組織表記載例〕

現場代理人 氏 名 TEL FAX	現場事務担当者 氏名 資材担当者 氏名 労務担当者 氏名
監理技術者又は主任技術者 氏 名 TEL FAX	(技術関係者) 労務安全担当者 氏名 火薬類取扱保安責任者 氏名 重機管理担当者 氏名 機械器具管理担当者 氏名 交通安全担当者 氏名 測量出来形担当者 氏名 安全巡視員 氏名 写真管理担当者 氏名 品質管理担当者 氏名 出来形管理担当者 氏名 工程管理担当者 氏名 建設副産物責任者 氏名
品質証明員 氏 名 TEL FAX	担当技術者として認める者 ＝土木工事施工管理基準に定める 施工管理担当者
工種、工法・型式欄については、コリンス登録の工種、工法・型式体系から選択して記述する。	登録建設塗装基幹技能者※ ※「建設塗装」の場合
当該担当技術者の現場への従事については、施工計画書の記述どおりであることを発注者が確認できれば、コリンス登録を承認する。	〇〇 〇〇 工種、工法・型式 〇〇〇工、〇〇工 従事期間 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

6 ペナルティ

- (1) 「技術提案」における履行義務有の提案が、受注者の責めに帰すべき事由により履行できなかった場合は、受注者にペナルティを課すが、受注者の責めに帰すべき事由の有無については発注者、受注者が十分協議する。
- (2) 「若手技術者・若手従業員の新規雇用」として申請した若手技術者・若手従業員が、受注者の責めに帰すべき事由により工事期間中継続雇用されず、正当な理由がない場合は、「若手技術者・若手従業員の新規雇用」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。
ただし、病気、死亡又は自己都合による退職等の特別な場合で、やむを得ないものとして承認された場合はこの限りではない。
- (3) 「登録基幹技能者の配置」において配置することを申請した登録基幹技能者が、受注者の責めに帰すべき事由により発注者が指定した工程の全期間に配置されず、正当な理由がない場合は、「登録基幹技能者の配置」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。
ただし、病気、死亡又は自己都合による退職等の特別な場合で、やむを得ないものとして承認された場合はこの限りではない。
- (4) 特別簡易型及び特別簡易型（地域維持型）の「若手・中堅技術者の配置」において申請した若手・中堅技術者が、受注者の責めに帰すべき事由により申請した工事の全期間に配置されず、正当な理由がない場合は、「若手・中堅技術者の配置」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。
ただし、病気、死亡又は自己都合による退職等の特別な場合で、やむを得ないものとして承認された場合はこの限りではない。
- (5) 「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用」において活用を確約した場合で、活用を行わなかった場合は、「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。
- (6) 上記以外の評価項目に係る技術資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合も通常の処分とは別に工事成績評定点の減点を行う。
- (7) ペナルティの種類等は次のとおり
 - ・工事成績評定点の減点（各課題の加算点の最高点を減点する）（必須）
 - ・補修請求（課題の特性に応じて）
 - ・請負金額の減額又は損害賠償の請求（課題の特性に応じて）
- (8) ペナルティの種類、内容については入札公告等および契約書に明記する。

7 学識経験者からの意見聴取

- (1) 意見聴取のタイミング

地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、次の事項について、あらかじめ学識経験を有する者2名以上の意見を聴くこととなっている。

 - ①落札者決定基準を定めようとするとき
 - ②落札者を決定しようとするとき（①で改めて意見を聴く必要があるとした場合）
- (2) 総合評価審査委員会
 - ・設置については、島根県総合評価審査委員会設置要領に定めるとおり。
 - ・審査委員会は学識経験者3名以上で構成する。
 - ・審査委員会は学識経験者2名の出席で成立する。
 - ・学識経験者の氏名は非公表とし、会議も非公開とする。
 - ・当面は審査委員会に守秘義務の遵守を条件に市町村職員等を臨場させることも可能。
- (3) 意見聴取の方法
 - ①落札者決定基準を定めようとするとき

会議の開催を原則とし、提案は期別に一括提案とする。
 - ②落札者を決定しようとするとき

会議形式または電話、メール、郵便、訪問等により承認を得る。なお、全ての事案について、直後に開催する総合評価審査委員会で報告する。

また、総合評価審査委員会へは、島根県企業局、市町村等の依頼により当該案件の審査も行うことができる。

8 入札情報等の公表

(1) 入札公告

入札公告文は入札情報サービス（P P I）により公告するものとする。入札公告とは別に入札説明書を作成した場合も同様とする。

(2) 設計図書の閲覧

入札公告と同時に設計図書を閲覧に供する。

(3) 質問等への回答

設計図書あるいは技術資料等に対する質問への回答は入札公告に示した方法で回答する。（氏名は非公表）ただし、競争参加資格がないと認めた者あるいは技術提案の不採用の通知を受けた者からの説明要求に対する回答は当該者のみに行う。

(4) 入札結果

各項目の評価点数、入札価格、評価値について閲覧に供する。ただし、技術提案等は**知的財産**であるので内容がわかるものについては公表しない。なお、競争参加者からの照会に対しては当該者の評価内容に限り説明することは可能である。（入札結果等を公表した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により自身の評価内容に限り説明を求めることができる。）

また、当該工事に総合評価方式を適用した理由についてもあわせて閲覧に供する。

9 予定価格の作成（高度技術提案型）

(1) 高度な技術力を要し、特殊な条件を有する工事においては、提出された技術提案について発注者と提案者が技術的対話を通じ、改善された技術提案について予定価格を適切に設定することができる。

(2) 上記（1）の予定価格を作成できるのは高度技術提案型に限る。

(3) 新技術等一般化されていない高度技術であり、従来の標準積算の適用ができない場合も多く、その場合は提案者の見積もりを予定価格に反映する。

(4) 予定価格の作成は次による。

技術評価点の最も高い技術提案に基づき予定価格を算出することを基本とする。ただし、工事内容や評価項目、評価結果等によっては学識経験者の意見を踏まえた上で他の方法を採用しても良い。

（例：評価値の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格にする等）

10 競争参加資格委員会及び技術審査会

(1) 構成等は島根県建設工事総合評価方式実施要領による。

(2) 競争参加資格委員会は競争参加資格、落札者決定基準等、総合評価に必要な事項や技術評価点を決定する。

(3) 技術審査会は競争参加資格委員会で決定する事項に必要な調査及び事前審査を行う。

11 書類様式

(1) 競争参加資格確認申請に関する様式は入札公告で明記する。

(2) 技術資料（技術提案及びその他評価項目に関するもの）については入札説明書で明記し、提出時には電子データも添付する。

(3) 総合評価方式による契約書の書式は「公共工事請負契約書（総合評価方式）」とし、特別簡易型は一般の契約書とする。

12 総合評価方式の例示

以下は、特別簡易型の例示。

◎評価項目および加算点一覧表

評価項目		配分点	加算点		
企業 【9点】	1. 過去3年間の工事成績評定点	5	5 ～ 1		0
	2. 平成28年度から入札公告日前日までの同種工事の施工実績	2	2	1	0
	3. 過去5年間の優良工事表彰（優良工事施工団体表彰）	2	2	1	0
配置予定技術者 【5点】	1. 資格（継続学習）	1	1	0.5	0
	2. 平成28年度から入札公告日前日までの同種工事の施工経験	2	2	1	0
	3. 過去5年間の優秀建設技術者表彰	2	2	1	0
地域貢献・その他 【6点】	1. 過去2年間の県との防災協定（家畜伝染病防疫協定）の締結実績	0.5	0.5		0
	2. 過去2年間のボランティア活動等への参加実績	0.5	0.5		0
	3. 過去2年間の県管理公共土木施設に関する維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績	1	1	0.5	0
	4. 過去2年間の県管理道路・空港を含む除雪業務の契約実績	1	1	0.5	0
	5. 若手技術者・若手従業員の新規雇用	1	1	0.5	0
	6. 建設キャリアアップシステム（C-CUS）の活用	1	1		0
	7. 令和7年度（または過去●年間）に契約した県発注災害復旧工事の受注実績	1	1		0
加算点の合計		20点 (固定)			
減点	低入札工事の工事成績	-5	-5 ～ 0		
	県内下請の使用義務付け違反	-1			
	県内産資材の使用義務付け違反	-1			

(1) 企業の評価

① 企業の工事成績評定点

企業の工事成績評定点の平均点を評価する。

対象となる工事成績（例、一般土木工事の場合）

完成年度	令和5年度から令和7年度（完成及び引き渡し完了）
発注機関	島根県（総務部、農林水産部、土木部）
工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事

■評価基準

- ◆対象となる工事成績が2件以上の場合、表1により加算点を算定する。
- ◆対象となる工事成績が1件または無い場合、表2により加算点を算定する。

（表1）

評定点の平均点	80点以上	80点未満73点以上	73点未満70点以上	70点未満
加算点	5.0点	加算点＝1.5点＋{3.5×（評定点の平均点－73.0）／7}	1.0点	0点

※評定点の平均点は小数第2位を四捨五入、加算点は小数第2位を切り捨て

(表2)

評定点	80点以上	80点未満73点以上	73点未満70点以上	70点未満 又は実績無し
加算点	4.5点	加算点＝(表－1 1 で計算した加算点)×0.9	0.9点	0点

※加算点は小数第2位を切り捨て

② 企業の同種工事の施工実績

企業の同種工事の施工実績を評価する。

対象となる施工実績(例、一般土木工事の場合)

対象期間	平成28年度から入札公告日前日まで
発注機関	島根県(総務部、農林水産部、土木部)
工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事
工事内容 の条件等	同種工事とは、元請または共同企業体(経常JVを除く)構成員(ただし出資比率20%以上)として施工した、杭基礎を有する直高5m以上の橋梁下部工を含む完成及び引き渡しが完了した工事をいう。 ただし、工事成績評定点が70点未満のものは実績として認めない。

■評価基準

- ◆対象となる施工実績が2回以上ある者は2点
- ◆対象となる施工実績が1回ある者は1点
- ◆対象となる施工実績がない者は0点

③ 企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)

島根県内の公共事業において、企業として受けた優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)を評価する。

対象となる表彰(例、一般土木工事の場合)

表彰年度	令和4年度から令和8年度(過去5年間)
表彰機関	島根県及び中国地方整備局
工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事
表彰の種類	優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)

■評価基準

- ◆知事による優良工事表彰、整備局長による優良工事施工団体表彰、または整備局部長・整備局事務所長による優良工事施工団体表彰がある者は2点
- ◆県課長による優良工事表彰、または県事務所長による優良工事表彰がある者は1点
- ◆表彰がない者は0点

(2) 配置予定技術者の評価

複数の配置予定技術者を候補者とした場合は、候補者のうち評価点合計の最も低い者で評価する。

① 配置予定技術者の資格

入札公告日前日時時点で保有する1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士の資格を評価する。

■評価基準

- ◆どちらかの資格がある者は1点
- ◆どちらの資格もない者は0点

「※舗装工事の場合、1級舗装施工管理技術者1点、2級舗装施工管理技術者0.5点に振り替える。」

「※法面処理工事の場合、工事内容に応じて、のり面施工管理技術者またはグラウンドアンカー施工士1点に振り替える。」

※1億円以上の場合、「資格」は競争参加資格条件となるため、継続学習に振り替える。

① 配置予定技術者の継続学習

令和2年度から入札公告日前日までに取得しているCPDSユニットを評価する。

■評価基準

- ◆100ユニット以上ある者は2点
- ◆30ユニット以上100ユニット未満の者は1点
- ◆30ユニット未満の者は0点

② 配置予定技術者の同種工事の施工経験

配置予定技術者の同種工事の施工経験を評価する。

対象となる施工経験（例、一般土木工事の場合）

対象期間	平成28年度から入札公告日前日まで
発注機関	島根県（総務部、農林水産部、土木部）
工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事
工事内容の条件等	同種工事とは、主任（監理）技術者または現場代理人として担当した、杭基礎を有する橋梁下部工を含む完成及び引き渡しが完了した工事をいう。 ただし、〇〇工着手から〇〇工完了まで従事していなければ加算の対象として認めない。 また、工事成績評定点が70点未満の場合のものは施工経験として認めない。

※同種工事の施工経験の評価に必要な従事期間は、対象工種の工期とする。

■評価基準

- ◆対象となる施工経験が2回以上ある者は2点
- ◆対象となる施工経験が1回ある者は1点
- ◆対象となる施工経験がない者は0点

（1億円未満の場合）

② 配置予定技術者の同種工事の施工経験

配置予定技術者の同種工事の施工経験を評価する。

対象となる施工経験（例、一般土木工事の場合）

対象期間	平成28年度から入札公告日前日まで
発注機関	島根県（総務部、農林水産部、土木部）
工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事
工事内容の条件等	同種工事とは、主任（監理）技術者、現場代理人または担当技術者（♣）として担当した、杭基礎を有する橋梁下部工を含む完成及び引き渡しが完了した工事をいう。 ただし、〇〇工着手から〇〇工完了まで従事していなければ加算の対象として認めない。 また、工事成績評定点が70点未満の場合のものは施工経験として認めない。

※同種工事の施工経験の評価に必要な従事期間は、対象工種の工期とする。

担当技術者の評価

担当技術者の施工経験については、上記同種工事の担当技術者としてコリンズ登録されているものに限り評価する。

（♣）担当技術者とは、主任（監理）技術者でない技術者であり、従事した工事における工種、工法・型式（コリンズ登録体系によるもの）の工程の全期間において、主任（監理）技術者の指導監督の下で、施工管理（写真管理、品質管理、出来形管理、工程管理のいずれか）を担当する者とし、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

■評価基準

- ◆対象となる施工経験が2回以上ある者は2点
- ◆対象となる施工経験が1回ある者は1点
- ◆対象となる施工経験がない者は0点

③ 配置予定技術者の優秀建設技術者表彰

島根県内の公共事業において、配置予定技術者が受けた優秀建設技術者表彰を評価する。

対象となる表彰（例。一般土木工事の場合）

表彰年度	令和4年度から令和8年度（過去5年間）
表彰機関	島根県及び中国地方整備局
工事種別	一般土木工事、維持修繕工事
建設工事の種類	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、しゅんせつ工事
表彰の種類	主任（監理）技術者または現場代理人として受けた、優秀建設技術者表彰

■評価基準

- ◆優良工事知事表彰該当工事の優秀建設技術者表彰（建設工事部門）、整備局長による優秀建設技術者表彰（工事）、または整備局部長・整備局事務所長による優秀建設技術者表彰（工事）がある者は2点
- ◆優良工事県課長表彰該当工事の優秀建設技術者表彰（建設工事部門）、または優良工事県事務所長表彰該当工事の優秀建設技術者表彰（建設工事部門）がある者は1点
- ◆表彰がない者は0点

（3）地域貢献・その他

① 防災協定（家畜伝染病防疫協定）の締結実績

令和6年度及び令和7年度の2年間において、島根県との防災協定（家畜伝染病防疫協定）を連続で締結した実績を評価する。

■評価基準

- ◆締結実績がある者は0.5点
- ◆締結実績がない者は0点

※土木系工事は防災協定、農林水産系工事は家畜伝染病防疫協定を選択する。

（標準型、施工体制確認型を適用する工事で「一般土木工事」、「維持修繕工事」の場合）

① 事業継続計画（BCP）認定及び防災協定（家畜伝染病防疫協定）の締結実績

次に掲げる契約実績もしくは認定状況を評価する。

- a 入札公告日前日における国土交通省中国地方整備局「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定制度」による地域建設業の事業継続計画（BCP）認定
- b 令和6年度と令和7年度の2年間において、島根県との防災協定（家畜伝染病防疫協定）を連続で締結した実績

■評価基準

- ◆すべて該当する者は2点
- ◆1つ該当する者は1点
- ◆いずれにも該当しない者は0点

② ボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績

令和6年度及び令和7年度の2年間における島根県内でのボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績を評価する。

■評価基準

- ◆両年度とも参加実績がある者は0.5点
- ◆上記でない者は0点

〔地域設定を行う場合〕（特別簡易型（地域維持型）、特別簡易型に適用可能）

② ボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績【地域設定】

令和6年度及び令和7年度の2年間において、〇〇でのボランティア活動又はハートフルしまねへの参加実績を評価する。

地域設定は名称記入。

■評価基準

- ◆両年度とも〇〇での参加実績がある者は0.5点
- ◆上記でない者は0点

- ・ ボランティア活動は客観的に認められるもの（例えば不特定多数の者が利用する公共・公益施設等における活動や県民・地域住民に対して行う活動、あるいは社会福祉施設等への活動）で、市町村の証明、新聞記事、社内報掲載記事（社外に公表しているもの）、自治会長等の証明など実績を証明できる資料を添付すること。
- ・ ボランティア活動及びハートフルしまね活動の参加実績は、会社として年度間延べ人数が10名以上または従業員の半数（最低3名）以上が参加していること。
従業員数は当該活動時点のものとする。

③ 県管理公共土木施設に関する維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績

令和6年度及び令和7年度の2年間における県管理公共土木施設に関する維持管理業務（発注機関は問わない。島根県発注業務においては県が認めた下請け業務も含む。）または島根県発注の海岸漂着物の回収業務の契約実績（県が認めた下請け業務も含む。）とし、それぞれの年度で1回の契約期間が△ヶ月以上のものに限り評価する。

また、1回の契約期間が両年度にわたる場合は、契約期間の長い方の年度を評価する。ただし、1回の契約期間が1年△ヶ月以上の場合、両年度とも契約実績があるとして評価する。

なお、指定管理者制度によるものは評価の対象外とする。

■評価基準

- ◆両年度とも契約実績がある者は1点
- ◆どちらかの年度に契約実績がある者は0.5点
- ◆契約実績がない者は0点

地域設定は名称記入。

〔地域設定を行う場合〕（特別簡易型（地域維持型）、特別簡易型に適用可能）

③ 県管理公共土木施設に関する維持管理業務または海岸漂着物の回収業務の契約実績【地域設定】

令和6年度及び令和7年度の2年間における県管理公共土木施設に関する維持管理業務の〇〇〇〇での契約実績（発注機関は問わない。島根県発注業務においては県が認めた下請け業務も含む。）または島根県発注の海岸漂着物の回収業務の〇〇〇〇での契約実績（県が認めた下請け業務も含む。）とし、それぞれの年度で1回の契約期間が△ヶ月以上のものに限り評価する。

また、1回の契約期間が両年度にわたる場合は、契約期間の長い方の年度を評価する。ただし、1回の契約期間が1年△ヶ月以上の場合、両年度とも契約実績があるとして評価する。

なお、指定管理者制度によるものは評価の対象外とする。

■評価基準

- ◆両年度とも〇〇〇〇での契約実績がある者は1点
- ◆どちらかの年度に〇〇〇〇での契約実績がある者又は両年度とも〇〇〇〇以外での契約実績がある者は0.5点
- ◆契約実績がない者は0点

④ 県管理道路・空港を含む除雪業務の契約実績

令和6年度及び令和7年度の2年間における県管理道路・空港を含む除雪業務（凍結防止剤散布業務を含む）の契約実績を評価する。ただし、島根県発注業務においては県が認めた下請け業務も含む。

■評価基準

- ◆両年度とも契約実績がある者は1点
- ◆どちらかの年度に契約実績がある者は0.5点
- ◆契約実績がない者は0点

地域設定は名称記入。

[地域設定を行う場合]（特別簡易型(地域維持型)、特別簡易型に適用可能)

④ 県管理道路・空港を含む除雪業務の契約実績【地域設定】

令和6年度及び令和7年度の2年間における県管理道路・空港を含む除雪業務の〇〇〇〇での契約実績（凍結防止剤散布業務を含む）を評価する。ただし、島根県発注業務においては県が認めた下請け業務も含む。

■評価基準

- ◆両年度とも〇〇〇〇での契約実績がある者は1点
- ◆どちらかの年度に〇〇〇〇での契約実績がある者又は両年度とも〇〇〇〇以外での契約実績がある者は0.5点
- ◆契約実績がない者は0点

⑤ 労働福祉関連の状況

入札公告日前日における企業としての次のa～cに掲げる項目を評価する。

a 高年齢者の雇用確保：下記のいずれかの措置が取られている場合

- ・定年が66歳の年齢到達日以降となっている
- ・66歳の年齢到達日以降の継続雇用制度がある
- ・定年の定めがない

ただし、申請にあたっては「企業の雇用制度の概要が分かる資料（以下「就業規則等」という。）」のうち高年齢者雇用安定法に係る部分を添付資料として提出すること。

この際、法定の制度を超える箇所のアンダーライン明示に協力すること。

b 障がい者雇用の実態：下記のいずれかの実態がある場合

- ・法定雇用率を適用される者…法定雇用障がい者数を超える雇用
- ・法定雇用率を適用されない者…1人以上の雇用

c 育児・介護休業に関する制度：下記のいずれかの取組みがある場合

- ・こころカンパニー（しまね子育て応援企業）に認定されている
- 認定状況を確認するため、「こころカンパニー認定書」の写しを添付すること。

- ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）」で定める制度を超える内容を含む制度を規定している

ただし、申請にあたっては就業規則等のうち育児・介護休業法に係る部分を添付資料として提出すること。この際、法定の制度を超える箇所にアンダーライン明示すること。

なお、明示が無い場合は、評価の対象としない。

上記就業規則等の内容を確認するため、必ず技術資料「育児・介護休業に関する制度チェック表」を記入し、添付すること。

■評価基準

- ◆a～cのうち2つ以上該当する者は1点
- ◆a～cのうち1つ該当する者は0.5点
- ◆上記でない者は0点

⑥ 登録基幹技能者の配置・・・「建設塗装」、「電気工事」に適用

本工事において、登録〇〇〇〇基幹技能者を現場へ配置する場合について評価する。

ただし、登録〇〇〇〇基幹技能者は、主任技術者（下請企業も含む）及び監理技術者以外の者とし、〇〇〇〇における△△工程の全期間において現場に配置されることとする。

■評価基準

- ◆登録基幹技能者を現場へ配置する場合は1点
- ◆上記でない場合は0点

〇〇〇〇は「建設塗装」
もしくは「電気工事」

- ⑦ 若手・中堅技術者の配置
入札公告日前日時点で40歳未満の技術者を当該工事の配置予定技術者とする場合に評価する。

■評価基準

- ◆若手・中堅技術者を配置する場合は1点
- ◆若手・中堅技術者を配置しない場合は0点

国土交通省令で定める学科（建設業法施行規則第1条）			
許可を受けようとする建設業	学科	許可を受けようとする建設業	学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科	管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科	銅構造物工事業 鉄筋工事業 しゅんせつ工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科 土木工学又は機械工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科	板金工事業 防水工事業 機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学又は機械工学に関する学科 土木工学又は建築学に関する学科 建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科	熱絶縁工事業 造園工事業 さく井工事業 建具工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科 土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科 土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科 建築学又は機械工学に関する学科

- ⑧ 若手技術者・若手従業員の新規雇用
令和6年4月1日以降に、若手技術者又は若手従業員を1人以上新規雇用していること。ただし、若手技術者及び若手従業員は入札に参加する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
【若手技術者】新規雇用された日において、下記1）又は2）に該当する30歳未満の従業員

1）次のいずれかを満たす者

- ・建設業法第7条第1項第2号イで定める学校の建設業法施行規則第1条に定める学科（国土交通省令で定める学科）を卒業した者等。なお、国土交通省令で定める学科に記載の、許可を受けようとする建設業欄の許可業種毎の区分はない。
- ・旧建設業法施行令(令和3年4月1日 施行、建設業法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第百七十四号)、(以下「旧令」という。)第36条第1項第1号及び第2号並びに旧令第37条第2項第1号イ(1)及び(2)並びに第2号イ(1)で定める学校の施工技術検定規則第2条に定める学科を修めた者等。

2）当該工事種別に該当する建設業法第7条第1項第2号ハに示す資格を有する者

○若手技術者の学歴等

大学 専修学校専門課程 (高度専門士)	短期大学 高等専門学校 専修学校専門課程 (専門士)	高等学校 中等教育学校 専修学校専門課程	職業能力開発大学校 職業能力開発短期大学校 職業能力開発校
指定学科又は指定学科に準ずると認められている学科			

具体的な学校・学科については、国土交通大臣の指定試験機関[※]として技術検定試験を行う下表の団体が示す「指定学科・学校等一覧表」を参照。

※国土交通大臣の指定試験機関一覧表

指定試験機関(問合せ・申込先)	検定種目
(一財)全国建設研修センター HP http://www.jctc.jp/	土木施工管理 (1級・2級*)
(一財)建設業振興基金 HP http://www.kensetsu-kikin.or.jp/	建築施工管理 (1級・2級*)
(一財)建設業振興基金 HP http://www.kensetsu-kikin.or.jp/	電気工事施工管理 (1級・2級)
(一財)全国建設研修センター HP http://www.jctc.jp/	管工事施工管理 (1級・2級)
(一財)全国建設研修センター HP http://www.jctc.jp/	造園施工管理 (1級・2級)
(一社)日本建設機械施工協会 HP https://icmanet.or.jp/	建設機械施工 (1級・2級*)
(一財)全国建設研修センター HP http://www.jctc.jp/	電気通信工事施工管理 (1級・2級)

【若手従業員】

新規雇用された日において、30歳未満の従業員（若手技術者を除く）

■評価基準

- ◆若手技術者を1人以上新規雇用している場合は1点
- ◆若手従業員を1人以上新規雇用している場合は0.5点
- ◆上記でない場合は0点

※新規雇用された日及び直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料を提出すること。

※工事完了時に工事期間中雇用が継続されたことが証明できる資料を提出すること。

- ⑨ 建設機械の保有状況；・・・「土木一式工事（一般土木工事、維持修繕工事）」の場合
入札公告日前日時点で建設機械を3台以上保有もしくは長期リース契約（1年7ヶ月以上）している場合に評価する。

なお、評価対象となる建設機械は、次のいずれかとする。

- ・ショベル系掘削機（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーンまたはパイルドライバーのアタッチメントを有するもの）
- ・ブルドーザー（自重が3トン以上のもの）
- ・トラクターショベル（バケット容量が0.4立方メートル以上のもの）
- ・移動式クレーン（つり上げ荷重3t以上）
- ・大型ダンプ車（車両重量8t以上または最大積載量5t以上で、事業の種類として建設業を届出、表示番号の指定を受けているもの、又は営業用で主として建設業の用途として届け出、車検証備考欄に表示されているもの）
- ・モーターグレーダー（自重が5t以上）

■評価基準

- ◆3台以上保有もしくは長期リース契約している者は1点
- ◆上記でない者は0点

舗装工事の場合、
モーターグレーダー 1台以上

- ⑩ 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用

当該工事で建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用することを確約する場合に評価する。

- ・建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用することとは建設現場にカードリーダーを設置するなどして、技能労働者の就業履歴を蓄積することをいう。
- ・工事完成後に実績確認のための証拠書類（「現場・契約情報」の出力帳票など）の提出を求める。
- ・確約した工事で活用されなかった場合は、工事成績評定で減点する。

■評価基準

- ◆ 確約する場合1点
- ◆ 確約しない場合0点

⑪ ICT活用工事の施工実績

令和6年度から入札公告前日までに完成した島根県が発注したICT活用工事（〇〇工）の以下に示す①②③④の施工実績について評価する。ただし、工事成績評定点が70点未満のものは実績として認めない。

なお、ICT活用工事とは以下の①②③④⑤の施工プロセスにおいて、ICTを全部又は一部に活用する工事とする。

①3次元起工測量 ②3次元設計データ作成 ③ICT建機による施工

④3次元出来形管理等の施工管理 ⑤3次元データの納品

※①のみを実績とする場合は、生産性向上に資することを資することを条件に発注者が認めたものとする。

■評価基準

- ◆ 施工実績がある者 1点
- ◆ 施工実績がない者 0点

⑫ 災害復旧工事の受注実績

令和7年度（または過去●年間）に契約した「公共土木施設災害復旧事業国庫負担法」または「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の対象となった島根県発注の災害復旧工事の受注実績（工事種別「〇〇」に限る）を評価する。

■評価基準点

- ◆ 実績がある者は1点
- ◆ 契約実績がない者は0点

地域設定は名称記入。

【地域設定を行う場合】（特別簡易型(地域維持型)、特別簡易型に適用可能）

⑫ 災害復旧工事の受注実績【地域設定】

令和7年度（または過去●年間）に契約した「公共土木施設災害復旧事業国庫負担法」または「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の対象となった〇〇〇〇での災害復旧工事の受注実績（工事種別「〇〇」に限る）を評価する。

■評価基準

- ◆ 実績がある者は1点
- ◆ 契約実績がない者は0点

(4) 減 点

- ① 低入札工事の工事成績評定点が良好でない場合の減点
前年度から入札公告日前日までに完成した島根県発注の工事又は令和7年度に完成した国土交通省中国地方整備局発注の工事で低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事の工事成績評定点が75点未満であれば減点を行う。（工事成績評定点が70点未満の場合、入札に参加することができない。）

■減点基準

- ◆70点の者は－5点
- ◆75点の者は0点
- ◆中間の者は按分で点数を算出

【減点＝5点×（75－低入札工事の点数）÷（75－70）】

なお、対象工事が複数ある場合は工事成績評定点が一番低い工事を減点対象工事とする。

『減点の計算事例』※年度(4月1日以降)で更新する

A社の県発注工事（令和6年度から公告日前日）の低入札工事の工事成績評定点が72点と74点であれば、72点を採用して、

A社の減点＝5点×（75^点－72^点）÷（75^点－70^点）＝3.0点
（小数第2位四捨五入）

- ② 県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による減点
島根県発注の令和7年度に完成した公共工事において、県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による工事成績評定点的減点を受けたことがあれば、減点を行う。

■減点基準

- ◆県内下請の使用義務付け違反の場合は－1点
- ◆県内産資材の使用義務付け違反の場合は－1点

【標準型、施工体制確認型、高度技術提案型の場合、減点を追加】

① 技術提案がない場合の減点

上記（1）－〇～〇の技術提案の項目に対して、技術提案の有無を「無」と記載し、技術提案をせず標準案での施工と記載した場合及び記載があっても課題との関連性が認められない提案の場合は無回答と見なし、加算点合計の1割（今回は△点）を最大として減点（小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで）を行う。

【減点＝△点×無回答項目数÷□】
[加算点合計の1割] [設定項目数]

(5) ペナルティ

【標準型、施工体制確認型、高度技術提案型の場合、ペナルティを追加】

① 技術提案

落札者が、提案した施工計画を履行しなかった場合を想定し、契約時にその内容と水準を明確に提示したペナルティ事項を以下に定める。

1-①覆工コンクリートの品質・耐久性の向上	工事成績評定点の減点	工事成績評定点から当該評価項目の加算点の最高点を減点する。 なお、受注者の責めに帰すべき事由によらない不測の事由により技術提案の履行に影響が出る場合には、その都度発注者と受注者の協議によりその取扱について定めるものとする。
1-②トンネル掘削中の観測・安全管理		
1-③周辺環境の保全対策		
1-④地域住民とのコミュニケーション		

【登録基幹技能者の配置を評価項目として採用した場合、ペナルティを追加】

① 登録基幹技能者の配置

受注者が申請した「登録基幹技能者の配置」について、受注者の責めに帰すべき事由により、本書で指定した工程の全期間に登録基幹技能者を配置せず、正当な理由がない場合はペナルティとして「登録基幹技能者の配置」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点的減点を行うものとする。ただし、病気、死亡又は自己都合による退職等の特別な場合で、やむを得ないものとして承認された場合はこの限りではない。

【特別簡易型：若手・中堅技術者の配置を評価項目として採用した場合、ペナルティを追加】

① 若手・中堅技術者の配置

受注者が申請した若手・中堅技術者が、受注者の責めに帰すべき事由により、申請した工事の全期間に配置されず、正当な理由がない場合は「若手・中堅技術者の配置」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。

ただし、病気、死亡又は自己都合による退職等の特別な場合で、やむを得ないものとして承認された場合はこの限りではない。

【若手技術者・若手従業員の新規雇用を評価項目として採用した場合、ペナルティを追加】

① 若手技術者・若手従業員の新規雇用

受注者が申請した「若手技術者・若手従業員の新規雇用」について、受注者の責めに帰すべき事由により、正当な理由なく工事期間中雇用を継続しなかった場合、ペナルティとして「若手技術者・若手従業員の新規雇用」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。

ただし、病気、死亡又は自己都合による退職等の特別な場合で、やむを得ないものとして承認された場合はこの限りではない。

【建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用を評価項目として採用した場合、ペナルティを追加】

① 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用

受注者が建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用※することを確認した場合において、正当な理由がなく活用を行わなかった場合、「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績表定点の減点を行う。

※活用とは、建設現場にカードリーダーを設置するなどして、技能労働者の就業履歴を蓄積することをいう。蓄積する技能労働者の範囲は問わない。

13 実施の手順

(1) 標準型の総合評価方式の実施手順（本庁事業課の場合で表示）

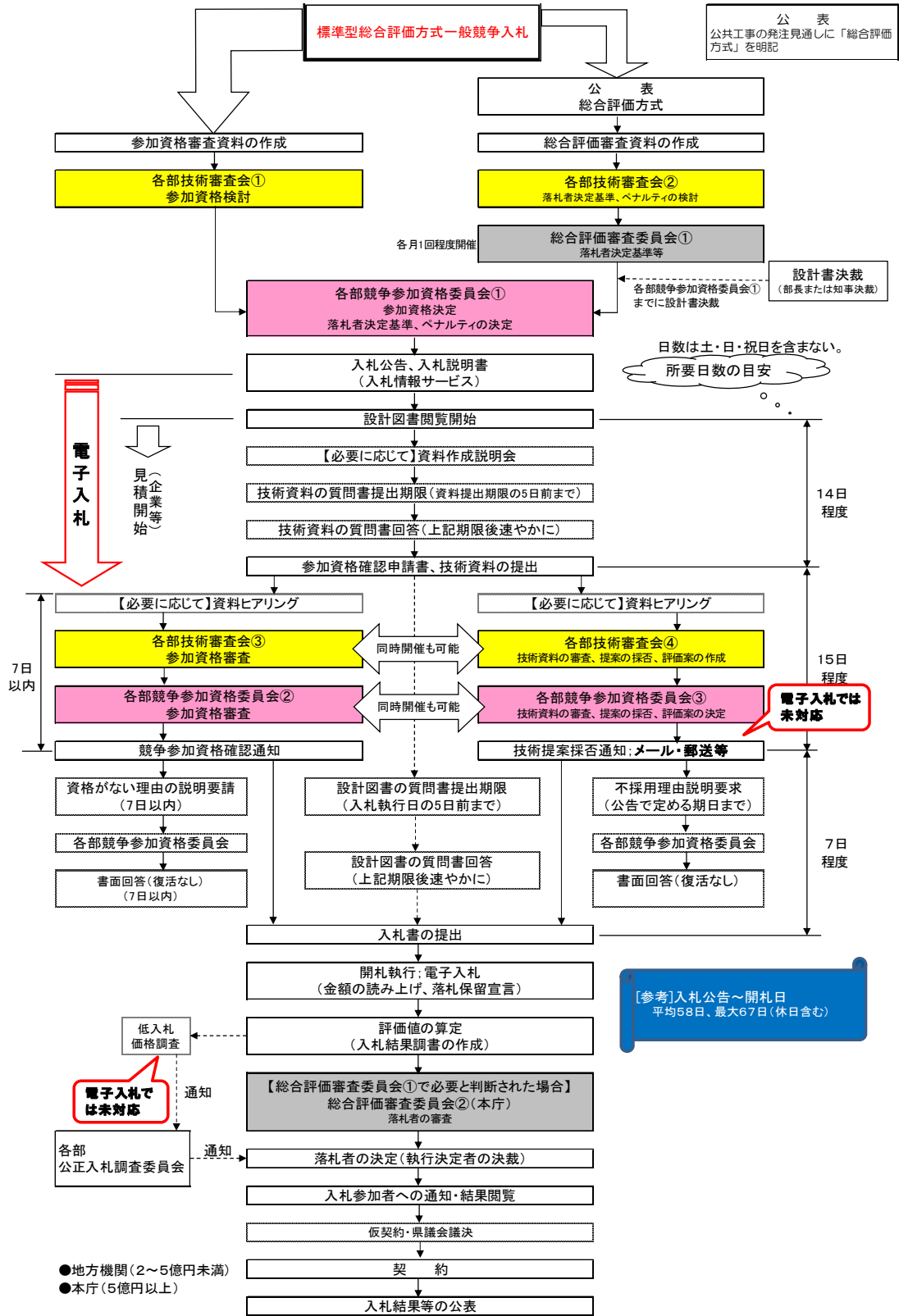


図-4

(2) 特別簡易型、特別簡易型（地域維持型）（試行）の総合評価方式の実施手順（地方機関の場合で表示）

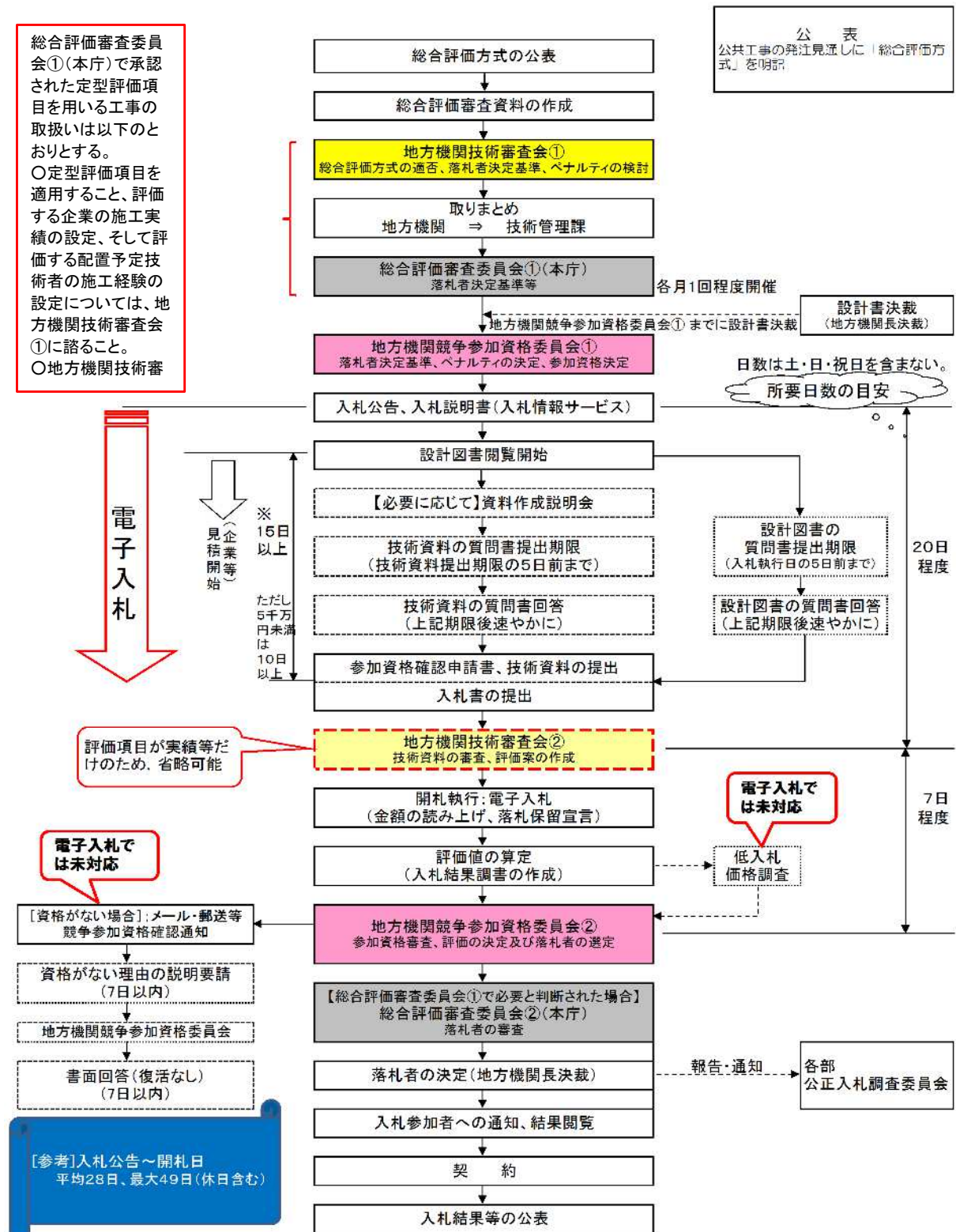


図-5

【参考】
施工体制確認型（試行）の総合評価方式の実施手順（本庁の場合）

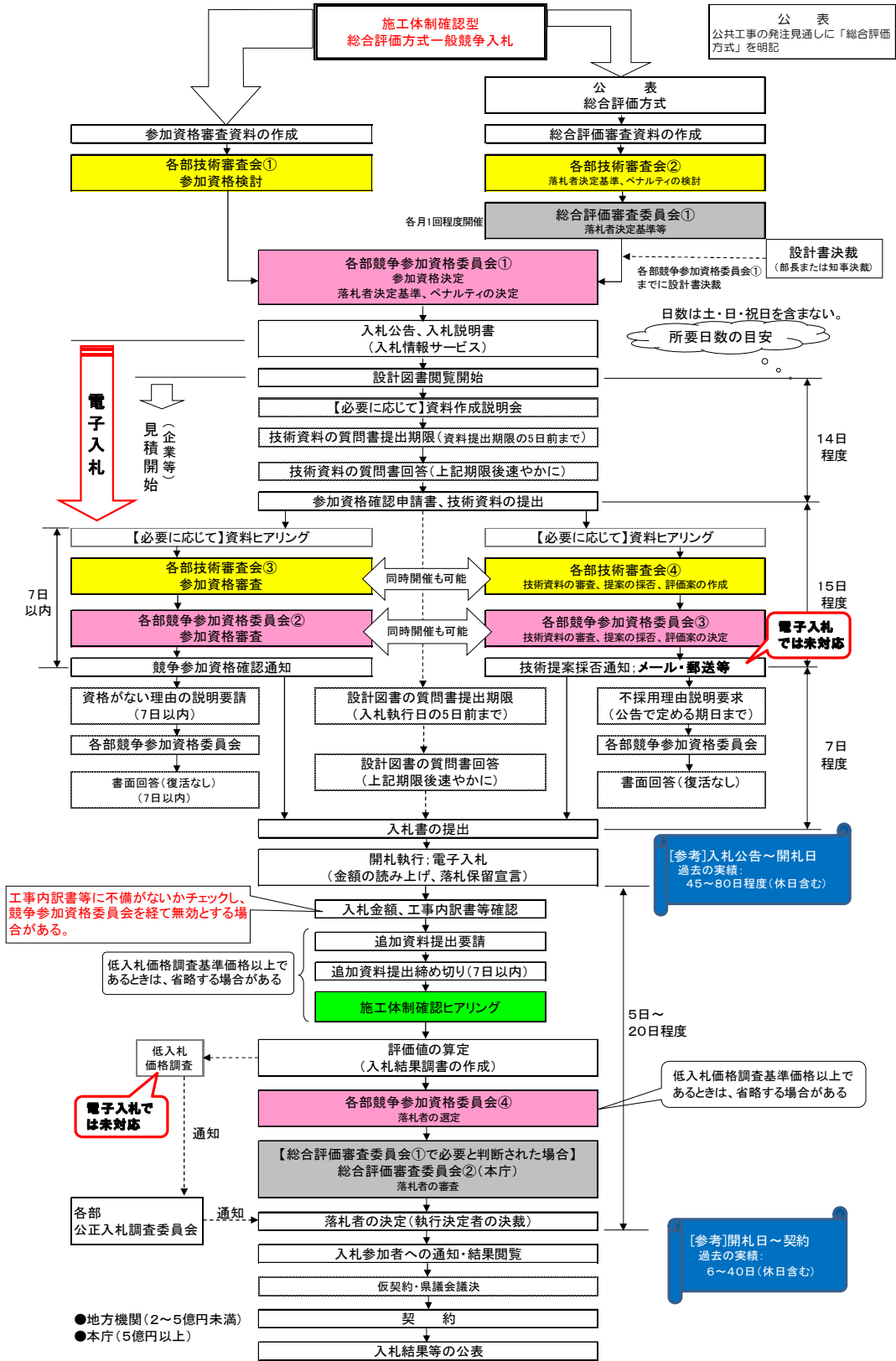


図-6

